

# 決算特別委員会

平成28年9月14・15・16日

葛城市議会



市民生活部長兼		
新炉建設準備室長	巽	重 人
市民窓口課長	吉 村	泰 祐
人権政策課長	布 施	憲 一
保健福祉部長	水 原	正 義
長寿福祉課長	西 川	育 子
健康増進課長	西 川	佳 伸
〃 主幹	中 井	浩 子
都市整備部長	土 谷	宏 巖
建設課長	河 合	忠 尚
産業観光部長	池 原	博 文
農林課長	芝	浩 文
商工観光課長	岸 本	俊 博
〃 主幹	仲 川	早 苗
教育委員会理事兼		
生涯学習課長	和 田	正 彦
会計管理者	下 村	喜代博

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中 井	孝 明
書 記	吉 田	賢 二
〃	山 岡	晋

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

認第1号 平成27年度葛城市一般会計決算の認定について

認第2号 平成27年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について

認第9号 平成27年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について

認第7号 平成27年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について

認第3号 平成27年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について

認第8号 平成27年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について

認第5号 平成27年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について

認第6号 平成27年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について

認第4号 平成27年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について

認第10号 平成27年度葛城市水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時30分

**西井委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。9時半より決算特別委員会を、本日より開催するわけですが、慎重審議のほどよろしくお願いいたしまして、また、理事者側も慎重な答弁をよろしくお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうか3日間の予定ですが、よろしくお願いいたします。

委員外議員の出席は内野議員でございます。

一般の傍聴についてお諮りいたします。

本委員会においては一般傍聴を許可することとし、また審査が長時間にわたるため、会議中の入退室についても許可することといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認め、一般の傍聴及び会議中の入退室の許可をいたします。

なお、発言をされる場合は挙手をいただき、指名をいたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

ここで、決算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法について確認いたしましたと思っております。

まず、審査の順につきましては、お手元に配付の決算特別委員会次第に記載の順で、1議案ごと上程し、採決まで行います。

次に、一般会計及び特別会計の審査方法につきましては、お手元に配付の決算特別委員会の審査方法・日程、資料1のとおり、一般会計決算につきましては、まず歳出の1款及び2款の説明を受け、その部分に対して質疑を行います。続いて、同様に3款、4款、次に5款、6款、そして7款から歳出の最後まで行います。続いて、歳入は一括で行い、その後、総括質疑、討論、採決を行います。また、総括質疑は、市政全般にかかわるものとなっておりますのでご注意ください。特別会計決算につきましては、歳出、歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、討論、採決を行います。なお、水道事業会計決算につきましては、歳入、歳出の順番で説明を受けますのでご了承ください。なお、審査日程につきましては、審査状況により多少予定が前後する場合がありますが、その日の当初予定の費目まで行いたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、お手元に配付の決算特別委員会の進行及び審査方法について、資料2をごらんいただきます。1番から3番までは、先ほど説明させていただいたとおりでございます。続いて2ページをごらんください。4番、質問項目は1回につき3問までとします。質疑回数については原則2回まで、3回目は発言のみとなります。なお、答弁漏れがあった場合などにつきまして、委員長の判断のもと、この回数を超えて質疑を許可する場合もございます。5番、質問される方は委員長が指名をいたしますが、関連質問である場合は、これを優先いたしま

す。

6番、発言内容の制限について、会議規則第116条の規定により、発言は全て簡明にするものとしたしておりますので、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は議事進行上できるだけ慎んでいただくようお願いいたします。7番、質問される場合は、決算書のページ数及び款、項、目の費目を述べてから質問いただきたいと思います。8番、理事者側においては、答弁者が必ず挙手をいただき、委員長が指名した後、質問者がかわるごとに所属、役職名と氏名を言っていただき、簡単明瞭、的確な答弁をお願いいたします。なお、答弁者につきましては部長または担当課長でお願いします。

最後に、お手元に配付した決算特別委員会時間配分表、資料3をごらんください。委員会を進めるに当たって、時間の配分の目安として、決算特別委員会時間配分表に従って進めてまいりたいと思いますので、委員はもちろん、理事者にご協力をお願いいたします。

そして、最後に説明してもらいました資料3の時間配分表ですが、本日は5時で終了、あすは4時半終了、あさつての最終日、16日金曜日は2時半終了の予定でございますが、正副委員長と協議させてもらいまして、款ごとに時間配分しておりますが、これにこだわらず、最終的には皆さん方、決算特別委員会が最終日の5時に終わるようにご協力を願いたいと思いますが、その方式でやりたいと思いますが、いかがでしょうか。

白石委員。

**白石委員** 委員長の方から委員会の運営の方法、日程等についてご説明がありました。本委員会は、平成27年度の一般会計並びに特別会計、水道事業会計の膨大な決算資料に基づいて審査をするという、重要な責務がある会議であります。私は、限られた時間で審査が、本当に市民の立場から、平成27年度の事業がどのような効果を上げて執行されてきたかという点をきちっと精査をしなければならないというふうに思いますけれども、先ほども言いました、限られた時間の中でこれをやるということもやむを得ないことだというふうに思っております。

3日間という点では、私はこれは、これまで例からして合意できるものでありますけれども、それぞれ款ごとに時間が決められ、やられておりますけれども、これはあくまでも予定であって、それぞれの款における審査の内容によって時間の長短が出てきますので、これは委員長の方で十分配慮をしていただいて、最終的には9月16日の金曜日には終わると。しかし、この最終の時間、9月14日が17時、9月15日が16時30分、9月16日が14時30分、こういうふうになっていますが、これはちょっと今までの審査の経過からしたら、どうしてこういうことになってるのか、委員長、副委員長でどのような考えをもってこのように終了時間を定められたのかお伺いをしたいということです。

私としては、この3日間の日程は、それぞれ款ごと、あるいは特別会計ごとの時間は異なるけれども、まずはきちっと合わすようにやっていきたいということは述べておきますけれども、しかし、終了時間そのものは、この時間で終了するということは、ちょっとこれはどういう理由があるのか、改めて聞いておきたいと思います。

**西井委員長** 今、過去の例を参考にした中で、この時間表をつくられておりますが、私、先ほど申し上げましたように、14日、15日、16日とこの案がございますが、正副委員長で、最終日に関

しては17時までをお願いしたいと。例えば1款、2款の時間が例えば延びたとしても、最終的に水道が終わるのは最終日の16日17時までにご協力してもらいたいということを先ほど申し上げた。

白石委員。

**白石委員** それぞれ、1日目、2日目、3日目、一応案として終了時間が書かれておりますけれども、これらは私は柔軟に対応していただくということをお願いしたい。最終日の16日の17時、5時にやはり終えるように、最大限ご協力、努力をしたい、こういうふうに思いますので、この中身全体については、一般会計の款、そして特別会計のそれぞれ時間配分等については、柔軟に運営をしていただきたいということを要請しておきたいと思います。

以上です。

**西井委員長** 先ほどからも、私からも申し上げてるとおり、各款の時間が、初日の予定では5款、6款が終わるようになってますが、例えば、きょう初日では、3款、4款の途中で終わることがあっても、本日の終了時間は5時ということで、たしか、私これのときの予算特別委員会の委員長をさせてもらいまして、時間割どおりにしたら、この款はもうちょっと質問したいという話が出てきた経緯もございました。ただ、そのかわり最終的にはあわせてくださいということで、皆さん方にご協力してもらった例がございますので、同じような形で、運営をさせてもらいます。

予定表では款ごとの時間割を書いておりますが、時間割を気にしなくても結構ですが、最終的には、どの款も重要ではございますが、本日の終了時間は5時ぐらい、5時を、5分とは言いませんが、5時10分15分程度をめで終われるように、皆さん方、ご協力をしてもらえませんかということでお諮りしているわけでございます。よろしいでしょうか。

朝岡委員。

**西井委員長** 朝岡委員。

**朝岡委員** 正副委員長でそういう時間配分、過去の例からして、十分、この当初の予定でいくと最終日が2時半ということでもございましたけども、それを17時まで、いろいろと過去の質疑をしてる時間帯としては、こういう構成であるということですけど、今おっしゃったことは十分理解できますし、できる限り委員の皆さんも的確に、この時間を頭に入れながら質疑をしてまいりたいと思います。ただ、やはり職員の皆さん、これだけたくさん、委員会ということで、本来の職務もありながら、当然行政として、管理職の方がほとんど入っていただいておりますので、余りみだりに5時を延長するようなことは委員会としても、やはり各費目、各日程、時間配分に決められてる、できるだけ午後5時をめで、各日にちを終了していただくと、このようにつけ加えておきたいと思います。

**西井委員長** それでよろしいでしょうか。

**白石委員** 気にかけるでええということやから。

**西井委員長** そうしたらそのように、私が申し上げましたような形の中で、皆さん方、ご協力をお約束願ったということで進めてまいりたいと思います。

ほかに何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ご意見がないようですので、決算特別委員会の運営を行うことにいたします。

それでは、議案審査に移ります。

認第1号、平成27年度葛城市一般会計決算の認定についてを議題といたします。

まず、歳出の1款議会費及び2款総務費の説明を求めます。

下村会計管理者。

**下村会計管理者** おはようございます。会計管理者の下村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、平成27年度一般会計の概要につきまして、お手元の歳入歳出決算書3ページの実質収支に関する調書により説明させていただきます。1,000円未満を四捨五入しておりますので、あらかじめご了承ください。

歳入総額161億6,697万3,000円、歳出総額154億8,082万円でございます。歳入歳出差引額といたしまして6億8,615万3,000円の余剰金がございました。翌年度に継続費通次繰越分と繰越明許費繰越分を合わせまして5億970万8,000円を繰越いたしますので、実質収支額といたしましては1億7,644万5,000円となります。

続きまして、36ページより事項別明細書の歳出の説明を申し上げます。36ページをお開きください。なお、説明につきましては、備考欄に記載しておりますのでご了承賜りたいと存じます。左から款、項、目、予算現額、節、支出済額、不用額、備考となっております。

それでは、1款の議会費につきましては、全体といたしまして1億7,701万8,826円の支出でございます。主なものといたしましては、1節報酬で6,372万円、11節需用費で347万79円でございます。

2款総務費につきましては、全体で15億8,457万5,132円の支出でございます。また、1億2,656万8,000円を繰越いたします。1項1目一般管理費につきましては6億3,905万7,443円でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、11節需用費で1,133万9,943円、13節委託料で1,605万3,352円、19節負担金補助及び交付金で1億2,748万8,722円でございます。

めくっていただきまして、2目文書広報費につきましては976万8,212円でございます。主なものといたしましては、11節需用費で686万6,124円、13節委託料で259万2,000円でございます。

3目会計管理費につきましては489万4,379円でございます。主なものといたしましては、11節需用費で393万6,393円でございます。

4目財産管理費につきましては7,691万1,805円でございます。主なものといたしましては、11節需用費で2,848万4,471円、13節委託料で3,560万5,439円でございます。

めくっていただきまして、5目電子計算費につきましては9,678万1,887円でございます。また、1,700万円を繰越いたします。主なものといたしましては、13節委託料で3,939万8,972円、14節使用料及び賃借料で4,788万9,078円でございます。

6目地域情報化推進費につきましては2,760万157円でございます。主なものといたしましては、14節使用料及び賃借料で1,824万4,494円でございます。

7目交通安全対策費につきましては2,642万2,389円でございます。また、1,288万4,000円を繰越いたします。主なものといたしましては、13節委託料で436万1,268円、15節工事請負費で1,511万5,788円でございます。

めくっていただきまして、8目自治振興費につきましては2億166万3,289円でございます。主なものといたしましては、11節需用費で1,809万5,133円、18節備品購入費で7,142万400円、19節負担金補助及び交付金で6,572万4,684円でございます。

9目企画費につきましては882万7,236円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で506万5,200円でございます。

めくっていただきまして、10目公平委員会費につきましては26万9,500円でございます。

11目防災行政無線管理費につきましては149万9,123円でございます。

12目地域住民生活等緊急支援交付金事業費につきましては1億5,924万4,429円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で8,347万5,049円でございます。めくっていただきまして、19節負担金補助及び交付金で7,155万7,591円でございます。

13目地方創生加速化交付金事業費につきましては、全額8,801万9,000円を繰越いたします。

2項1目税務総務費につきましては1億3,566万1,241円でございます。

2目賦課徴収費につきましては2,708万695円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で946万9,720円、めくっていただきまして、14節使用料及び賃借料で884万3,616円でございます。

3目過年度支出金につきましては2,546万3,518円でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては8,430万706円でございます。また、866万5,000円を繰越いたします。主なものといたしましては、14節使用料及び賃借料で773万3,052円、19節負担金補助及び交付金につきましては1,598万9,661円でございます。

4項1目人権啓発費につきましては3,049万2,720円でございます。

めくっていただきまして、5項1目選挙管理委員会費につきましては101万3,603円でございます。

2目選挙啓発費につきましては3,776円でございます。

3目知事及び県議会議員選挙費につきましては1,295万9,661円でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、委託料で335万1,271円でございます。

4目大和平野土地改良区総代選挙費につきましては26万3,953円でございます。

6項1目統計調査総務費につきましては91万3,000円でございます。

2目基幹統計費につきましては1,267万5,526円でございます。

7項1目監査委員会費につきましては80万5,884円でございます。

以上で1款、2款の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

朝岡委員。

**朝岡委員** それでは、ただいま説明をいただきました議会費並びに総務費について質疑をしてみたいと思います。

まず、議会費でございます。全体に費用としまして1億7,701万9,000円と、うち人件費と言われる我々の報酬、また職員さんの給料2つ合わすと総額で1億1,800万円程度になろうかということでございます。

ご存じのように、このページ数でいきますと、36ページから37ページにつきましては議会のさまざまな運営と申しますか、議員のさまざまな活動費についてそれぞれ費目が出ておられるわけですが、ここで1つお尋ねをしておきたいのは、13節委託料の会議録作成委託料で142万円、また36ページ、需用費の中の印刷製本費263万1,000円、これは議会だよりの発行だろうというふうに思います。あわせてこの平成27年度の成果に、いわゆる施策にかかわる報告書、こちらの方にも詳しく載せていただいています。

議会だよりが年4回発行させていただいているという格好で、今、決算特別委員会の委員長をやられる西井委員長、議会改革特別委員会の委員長として、また議会改革特別委員会の委員の皆さんも、この決算特別委員会の委員の中にもたくさんお見えなっておりますが、大変ご苦勞いただいております。開かれた議会を目指すということで、来年度の平成29年に向けて、議会基本条例を制定する、こういう大変ご苦勞をいただいています。

その中に、当然さまざまな項目が、今ご審議をいただいておりますが、開かれた議会ということで、議会だよりも限られたページの中で、できる限り、そのときそのときのトピックスというか、ハイライトを議会だよりの編集委員の中で、さまざま紙面を工夫しながらさせていただいております。

先日、アンケートをとらせていただきまして、アンケートの中でやはり評価が高かったのは一般質問、また議員の賛否の状況、こういったところが非常に市民から高く評価をいただいております。しかしながら、やはり限られた紙面の中で、一般質問にしても限られた行の中で、本当にもうその一端しか表現できないというようなことで、以前からインターネット中継すると。

もちろん議会だよりも市民へ向けて大きな開かれた議会へ、広報紙として、その使命は十分果たしていると思うんですが、やはりインターネットを中継して、各自治体が今盛んにされてるように、一般市民に向けて、本会議も、またこうした委員会、きょうは傍聴の方もお見えでございますけど、やはりインターネット等の中継、ケーブルテレビとか、いろいろな方法が各地域によってあろうかと思っておりますけれど、先般の予算委員会では財源のことも考えながら、先ほど言いました1億7,000万円、構成比として全体の1.1%、そのうち人件費が大半やと、こういうことございますけれども、やはり限られた財源の中で、議会にそれだけ費用をかけるのかというようなことも議論になろうかと思っておりますけども、今、「かつらぎてれび」という、市長が市民に向けて、ユーチューブなり、インターネットでそういうブログをつくる、そういうツールもあると思っておりますけども、議会事務局長にもお答えいただきたいと思いますが、このインターネット中継のこと。

それと、こういう議会の会議録を作成するためのさまざまな音響設備、これも非常に老朽化をしておりますということで、先般の調査では、なかなか壊れたときに直すだけの材料がないと、こういうような調査の結果が出ているようでございます。その辺を踏まえまして、今後、ぜひ平成29年度の当初予算に、そういう今現状の老朽化している音響設備も含めて、インターネット中継の導入、こういったことも、今回の決算の数字を見てどのようにご見解をお持ちなのか、これをまたお聞かせいただきたい。これが1点。

もう一つは、総務費の中でさまざまな経費に入っております、まず38ページ、消費生活相談報償費ですね。52万円。また、次のページの39ページ、委託料の中の真ん中ぐらいにございます法律相談の業務委託料ということで172万8,000円、これは弁護士さんにお払いいただいている費用だと思います。また、あわせて中南和法律相談の負担金ということで、中南和の各自治体が法律相談をするための葛城市の応分な負担金ということでございますが、この成果表にはそれぞれ平成27年度の相談件数等が記載をされておりますが、前年度と比較してどのような経過になっているのか、また、これは相談件数の増加なのか、減少なのか、回数がこれに対してどのようにご見解をお持ちなのか、これをご答弁いただきたいと思っております。

**西井委員長** 中井局長。

**中井事務局長** ただいまの朝岡委員からのインターネット中継等のご質問の件でございます。このインターネット中継等につきましては、議会改革特別委員会の方で、今現在、議会基本条例の制定に向けて取り組んでまいりまして、ほぼまとまっております、今後、パブリックコメントにかけ、そして、来年の6月議会を目指しまして、この基本条例を上程する目標でございます。

また昨年の予算委員会におきましても、白石委員が、この音響の予算が計上されてないことにつきまして質問がございまして、そのとき市長は、正副委員長からも、また議会改革特別委員長からも、そのことについてはよく聞いていると。また、費用につきましては財源の問題もあるけれども、議会基本条例の制定にあわせて平成29年度予算で検討させてもらおうと答えておられますので、今年予算要求におきまして、このインターネット中継等の経費につきましては予算要求させていただきたいと思っております。

以上でございます。

**西井委員長** 岸本課長。

**岸本商工観光課長** 商工観光課の岸本でございます。よろしくお願いたします。

委員お尋ねの消費生活相談の方についてでございますが、こちらの相談につきましては、現在、毎週月曜日、偶数月は當麻庁舎、奇数月は新庄庁舎で行っております、また、御所市とも連携いたしまして、御所市の方では毎週木曜日に相談を行っております。相談件数につきましては、平成27年度は87件ございました。平成26年度の46件から41件増加しております。主な相談内容につきましては、運輸・通信に関するものが13件、一般商品に関するものが12件、教養・娯楽に関するものが11件となっております。また、年代別では、60代が20人、50代が19人、70歳以上が15人というところが多いところでございます。男女別では、男性46人、女性41人となっております。

また、高齢者等の消費トラブルの防止策としまして、自治会、老人会、婦人会などの団体

を対象に出前講座も開催しております、平成27年度は大畑の寿慶会さんの28人、それと、當麻保健センターの方でさくら会さんを対象に20人で行っております。

今年、相談件数が特にふえました主な要因でございますが、こちらにつきましては、御所市との窓口の連携によりまして、御所市の方が葛城市に相談に来られた件数が、昨年の1件から今年は21件にふえております。それと、昨年の46件自体が、その前の年に比べて13件少なかつたということで、昨年がかなり少なかつたということと、今年が御所市から等の相談が多かつたということが主な要因かと思っております。

消費生活相談は以上でございます。

**西井委員長** 岩永課長。

**岩永企画政策課長** 企画政策課の岩永でございます。私の方からは、市が開催する無料弁護士相談と中南和法律相談について回答させていただきます。

市の開催しております無料弁護士相談でございますが、平成24年度からの件数を見てまいりますと、平成24年度で153件、平成25年度で176件、平成26年度で168件、平成27年度で175件という形で、波はありますが、おおむね大体枠の80%前後を走っているような状態でございます。平成27年度の相談内容でございますが、財産に関する相談が39件、最も多くなっております。続いて家族関係27件、それから離婚25件、住宅関係17件となっております。この件数に関しては、おおむね毎年同じものが上位に来ている状態となっております。

続きまして、中南和法律相談センターの実績でございます。平成24年度が全体で1,195名でございます、その中で葛城市民が62名で5.2%、平成25年度が1,209名、葛城市民が47名で3.9%、平成26年度は1,207名中葛城市民が51名で4.2%、平成27年度、全体で1,211名で、葛城市民が64名、5.3%となっております。

葛城市には、相談窓口がございません。そのかげんで相談数が少ないと考えられます。平成27年度において、葛城市民が利用しました相談場所でございますが、大和高田市が一番多く40件、五條市12件、橿原市3件、田原本市も3件、高取町2件、香芝市で1件、上牧町1件、天川村で1件、下市町で1件の64件となっております。

平成27年度中南和相談センターの全体に対する相談内容でございます。家事に関することが最も多く532件、次いで不動産が227件、損害賠償請求が118件、労働が45件、クレジット・サラ金関係が44件、消費者関係が30件、倒産・知的財産権が148件で、合計して1,211件となっております。

以上でございます。

**西井委員長** 朝岡委員。

**朝岡委員** それぞれの担当部署からご答弁をいただきました。

まず、そのインターネット中継については、こういうふうな形で推移をしているということでございます。今定例会の一般質問でございましたが、初日の一般質問で、傍聴席がいっぱいになりまして、第2委員会室で措置的に音声だけを聞いていただくということで、大変ご不自由をかけていると。毎回毎回というわけじゃないんですけども、一般質問、また本会議その他の会議に来られる傍聴の皆さんは、さまざまなお声かけによって非常に興味をい

ただいでる。非常にありがたいことですが、こういったことを解消するためにも、インターネット中継並びに、この老朽化している音響設備、あわせて来年度にはぜひご導入をいただきたい、このような思いを持ってございます。市長にご見解だけお伺いをいたします。

また、法律相談、いろいろ件数をおっしゃっていただきました。特に消費生活相談の相談件数は結構ふえている、御所市から来られていると。いろいろ分析はしておられます。全国的にも、数日前のニュースで、高齢者がさまざまな詐欺といますか、被害総額が過去最高になっているというような報道もございました。葛城市ではそういう事例がないことを祈ってございますけども、しかしながら、そういう事件が全国的にも多いということですから、何も葛城市だけがないというわけでもないと思いますけども。

この消費生活相談、高齢者へ向けての出前講座、さまざまなご工夫はやっていただいておりますけども、御所市の日のその相談窓口といますか、相談日をあわせて、葛城市で月曜日、御所市で木曜日、これは毎週ですね。ということは週に2回、これで充足をされているのかということですね。もちろん人口も違うし、さまざまな自治体によっては毎日のようにやっていただいているところもあります。これはもちろん相談員さんの数ということもありますけれども、この数年、いろいろと拡充はしていただいておりますけど、御所市を開催して週に2回という、これは法律相談もそうなんですけども、回数をこれからふやしていこうというお考え方。

それと、一番大事なものは、無料相談もそうなんですけど、その後の追跡はどうしておられるのか。仮にそういう事例があって、個人情報ですから、なかなか行政がどこまで、その相談された方に手を差し伸べるのかというのは非常に難しいと思いますけども、さまざまな相談を受けて、相談員さんがこのようにしてください、弁護士さんがこれがいいですよとなったときに、その追跡というのはどの程度、もう任せきりなのか、これは難しいと思いますけども、この辺もちょっとお聞かせいただきたい。

もちろん、それから相談件数、先ほど中南和法律相談が本市ではできないのか、してないのか。その辺のところ、御所市や五條市や、市外に相談をするために、64名の方が相談されている、ということは、175名と64名ですから、極端に言って、数字だけで言うと240人ぐらいの方が相談されているということなんですけども、無料法律相談は、今たしか月に2回でしたか、當麻と新庄と行ったり来たり。何回か予算委員会や決算でも、私もそういう立場で申し上げていたときもあったと思いますけど、相談回数をもう少しふやすということが、行政として、担当者として、どの程度のご見解をお持ちなんですか。それを最後、ご質問させていただきます。

**西井委員長** 岸本課長。

**岸本商工観光課長** 消費生活相談の窓口の相談回数につきましては、御所市さんとの合同でやらせていただいております。今、状況を見ているところでございます。他の市町村の状況も見えておりますが、相談件数はそんなに特出した件数ではまだございませんので、もう少し御所市さんとも相談しながら、この形で様子を見たいと思っております。

それと、その後のフォローにつきましてでございますが、消費者相談として最後まで面倒

を見ておるのが、クーリングオフのやり方を最後まで指導をしているそれと、ほかの相談の方に紹介したという件につきましては、その時点で相談終了という形に今なっております。

以上でございます。

**西井委員長** 岩永課長。

**岩永企画政策課長** 無料法律相談、それと中南和法律相談の関係で、回数とかのことでございますが、平成28年度から中南和法律相談の相談窓口がやっと葛城市にも来るということで、毎月第2木曜日に新庄庁舎の方で開催しておる形になっております。これで実際にその相談窓口の利用状況とかを今後、葛城市民がどれぐらい利用しているかというのも調査した上で、市がやってくる無料弁護士相談に関しても、枠をふやすのか、また、アンケート調査によりますと、時間を逆に20分から30分に延ばしてほしいというお話も出ております。逆に、30分にふやすことによって枠が減るということにはなるんですけども、要望の高い30分に合わせますと枠があふれてしまうということになりますので、中南和法律相談の市民の相談数とかも加味しながら、今後検討を重ねてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 議会のインターネット中継と音響設備につきましては、予算編成時、しっかり議会事務局等の話を聞きながら検討してまいりたいというふうに思っております。

**西井委員長** 朝岡委員。

**朝岡委員** ありがとうございます。議会の、音響設備の老朽化にあわせたそういう設備投資と申しますか、議会もしっかりとそれに応えられるように、またそれぞれの議員が発言の機会をまた多く持って、しっかりと市民の声を反映していくような場面をつくってまいりたいと、このように思っています。よろしく願いいたしたいと思っております。

消費生活相談、無料相談、回数の拡充、それから時間の延長、この辺は十分、また平成28年度、またこの平成27年度の決算の状況を見ながら、より市民の方が相談しやすい環境づくりを進めていただきたい。

それと、なかなか追跡フォローというのは難しいと思います、個人情報ですから。しかし、高齢者の方なんかは、相談したけど、じゃあどうすんねんということで、やっぱり頼っていくところがなかったら大変なので、その辺をしっかりと、窓口も大変だと思いますけども、事後の状況ということも、やはり一定の把握はしておいていただきたい、このように思いますので、適切なアドバイスをこれからもよろしく願いいたしたい、このように思います。

以上でございます。

**西井委員長** ほかに何かございませんでしょうか。

川村委員。

**川村委員** それでは質問させていただきます。37ページの1項1目一般管理費、1節報酬の嘱託員報酬なんですけど、私も毎年質問させていただいてるんですけど、だいぶ宿日直の業務も定着してきたと思うんですけども、これまでの流れとして、業務命令等、いろいろとそういった仕事の流れというのを一度聞かせていただきたいなと思っております。

それと、その目的は、職員のいろいろな業務の軽減、それは健康管理だとか、職員のいろんな人数的な改善ということも含めてされた施策だと思いますが、それに伴いまして、39ページの同じく一般管理費の13節委託料の職員定期健康診断委託料ですね。数字的にも、成果報告の受診者は、大体他の同じような形で皆さん受診をきっちりなされているんですけども、業務の中で、健康状態、ちょっと一部健康状態を悪くされた職員さんのことも耳にいたしましたけれども、実際、各部署において職員の健康状態はどうなのかというところを一度お聞かせいただきたいと思います。

**西井委員長** 吉川課長。

**吉川人事課長** 人事課の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、ご質問の当直の嘱託員の件でございますけども、業務の流れといたしましては、これまで職員が行っておりました業務と全く同じでございます。庁舎管理でありますとか、戸籍関係の手続、それから電話の対応ですね。それら全て職員と同じような内容の職務を行っていただいているところでございます。

嘱託員の配分でございますけども、それぞれ両庁舎に6人を配置いたしまして、2人ずつの3交代という形で業務を行っていただいているところでございます。現在3年目に入っております。今まで、時々そういう苦情等もございましたけども、最近はそういうこともなく、順調に職務を遂行していただいているところでございます。

そして、職員への負担の軽減というところでございますけども、やはり今までは、宿直でございますと、5時15分から翌朝の8時半まで、日直でございますと通常の業務時間でありまして8時半から5時15分までの間、当直業務を行っていたわけですけども、その軽減が図れましたので、やっぱりその分、本来業務に集中できているというふうに考えております。

それから、健康診断の件でございますけども、職員の定期健康診断ということで、毎年実施しているところでございますけども、平成27年度のその実施状況でございますけども、受診対象が全体で495人、共済組合の組合員の対象者が278人、それから、その他の職員の対象者が217人、これは嘱託でありますとか常勤のアルバイト等でございます。その受診状況は、全体として495人に対して439人が受診している、共済組合員は278人に対して256人、93.1%。これは人間ドックを受診してる人間も含めると96%の受診状況でございます。その他の職員といたしましては、217人中183人ということで、84.3%ということでございます。

それらの健診の結果でございますけども、所見がある人は234人、それから特定健診ということで、いわゆるメタボリックシンドロームの積極的支援であるとか動機付け支援を行わなければならないという方は18名でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 川村委員。

**川村委員** ありがとうございます。宿日直の方も2年目に入られたということで、これによって一つの成果、職員さんの負担の軽減というのはわかるんですけど、実際にちょっと心配するところは、非常に業務が多岐にわたるということで、この嘱託さんの職員さんは、過去の職員のOBである方ばかりではないと思います。2年目で習得された業務、毎日毎日いろんな多岐

にわたる業務をする、そこで実際に働いていただく業務内容というのは、非常に経験が薄い状態の中で多岐にわたるということです。

私が心配するのは、それに対して、その所管部署の部課長の皆さん方に、きっちりと命令の体制ができているのか、そして、それに対する指示ということがきっちりなされているのかというところを再度、これからやっていただかなければ、実際に窓口から問い合わせのある市民が非常に不安になる場所だと思っていますので、そのあたりをこれから改善していただきたいと思っています。市長は今回宿日直を嘱託でやるということを進められたわけですから、市長の見解もあわせてお聞きしたいと思います。

それから、健康状態につきましては、健康でしっかりと業務に当たっていく、非常に今多忙な部署が多いです。お休みがとれてるかとれてないかというところの管理をやったりやっていたりかないと、これから体を悪くしていい仕事はできないということは常々心配しておりますので、そのあたりの見解というのも、ちょっとあわせてお聞きしたいと思います。

**西井委員長** 吉川課長。

**吉川人事課長** ただいま川村委員のおっしゃいました当直の業務の指示系統でございますけども、それぞれ担当課の業務につきましてマニュアルを作成しております。その事務の方からいろいろなお話をいただいて、それがどの担当課の業務であるかというのは、もう3年目に入りましたので、もうだいぶ慣れてきていただきまして、その内容について、それぞれ疑義がある場合は担当課長に連絡を入れる、もしはっきりわからない場合は私のところに連絡が入ったりもしますけども、それぞれの担当課の担当課長の指示を仰いだ上で適切に処理をしてもらっているということで、最近はほとんど、そういう内容で苦情をいただいたりというのはなくなってきた状況でございます。

それから、職員の健康管理に係る部分で、休暇の関係でございますけども、休暇の状況といたしましては、年休の取得率でございますけども、平成27年の年休の消化日数といたしましては、平均で7.2日、消化率が18.2%、前年の平成26年につきましては7.1日ということで、消化率が17.7%、日数にして0.1日、率にして0.5ポイントの増加とはなっておりますけども、まだまだ全国の状況を見ても、総務省が発表しておりますけども、都道府県では11.4日、指定都市では12.7日、市区町村では10.0日、地方公務員の全体として平均が10.7日という状況でございます。また、国につきましては13.1日、民間は8.8日という状況でございますので、これらと全て比較しても、葛城市の年次有給休暇の取得日数は少ない状況であるというふうに捉えているところでございます。

この理由としては、いろいろ理由はあると思うんですけども、なるべく職員のワークライフバランスが実現できるように、休暇の取得も含めてとれるような環境をつくっていきたいと思っていますのでございます。

こうした中で、昨年1月、事務の相互援助に関する要綱を策定いたしまして、行事等や、あるいは通常業務であっても繁忙期の応援につきまして、部内の応援体制、また部を越えた応援体制が迅速かつ適切に行えるよう整備いたしましたところでございます。これについて、こういうことや、また部長会や、毎月の月初に行っております朝礼の場においても、市長みず

から折に触れて、休暇を有効に活用して、自身の健康管理や家族とのふれあいの時間をとっていただき、心身のリフレッシュをしてほしい旨の啓発も行っていただいているところがございます。こうしたことも含めて、今後いろいろ職場風土、それから職員の意識改革という部分も含めまして、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 嘱託員に関しましては、先ほど課長の申し上げたとおりでございます。通常業務をずっと夜中も行っているわけではございませんので、特定の業務や問い合わせ、急な問い合わせにどう対処するかというところで、もう慣れてきていただいております。それに甘んじることなくスムーズに、事務取り扱いは急な場合の対応ができるように、しっかりと訓練を重ねながらというか、経験を重ねていただきながら進めていきたいというところでございます。

あと、休日の取得等に関しましては、これも課長の申し上げたとおりでございますけれども、特に7月、8月、9月の夏季休暇の取得も含めて、毎週月曜日、朝8時から部長会を開催しておりますところがございますけれども、特に部長に、部全体として皆が休めるような体制をつくってほしいということは折あるごとに伝え、皆でリフレッシュができるようにということをお願いしております。なかなか部によってはそうはならないというところもあるようでございますけれども、一度、市民窓口の部署をその実証部署として、職員と、また管理職から、双方から聞き取りをして、仕事内容と、どうすれば休みがとれるかというようなお話を3、4回にわたって聞かせていただいたりしたこともありますが、なかなかやっぱり現場と我々の思っている部分と管理職の思っている部分と違うところもあるようでございます。できるだけ皆が休憩がとりやすい、休みがとりやすい、それでいて仕事がスムーズにいくような方法を模索しながら進めてまいりたいなというふうに思っております。

**西井委員長** 川村委員。

**川村委員** ありがとうございます。努力していただいているということは今、お聞きさせていただきました。

宿直の嘱託員さんというのは、これは本当に、またOBの人たちの嘱託になられた立場と随分違う。本当に慣れない中で仕事をされている、結局は命令と報告の連携ですね。ここをしっかりとやらなければ、ちょっと不安であるというようなことも、私もヒアリングさせていただいておりますので、それは、命令というのはどういうことなのか、ちょっと意味がわからないかもしれないですけども、きっちり教えてあげないと、普段の業務というのはなかなか理解できない、夜のその仕事の体系しかわからないわけですから、そのあたりの具体的な流れをやっぱり教育していただかないと、不安ばかりでなかなか対応できない。例えば電話をかけても電話が通じないとか、そういったことにならないように、それだけちょっとしていただかないといけないのかなというふうに思います。急な対応ですので、いろいろな事例の中でなかなか難しい仕事かなと思いますけれども、ぜひその部分は充実したやり方をもってやっていただくようお願いしたいと思います。

それから、健康管理ですね。本当にワークライフバランス、これから女性職員もしっかりと仕事をし、男性職員も家事もというような、そういう中で子育てしながら、これから若い人たちを迎えていけないといけないような世の中になってまいりました。本当に公私を分けるというところは大切な部分になります。健康状態がよくなければ、もちろんそれもだめですけど、何が一番わかる窓口かという健康状態であると思いますし、今、職員さんの健康状態を見る中でも、いろんな、市民にとっての健康を維持するという役目でもありますので、ぜひモデル、模範となっただけのような、そういったことを示していただいたらというふうに思いますので、これから家族とふれあう日というの、市長、いろいろと一歩進んだ考え方、もちろんいろんな意味で、まだまだ有休、年休を消化してないと思うんですけども、一つ前を向いてやっていただけるということで、ぜひ積極的に進めていって、職員の皆さんと市民の皆さんと、そして一体になって仕事がやれますように、職員さんの立場というのは、そういった意味で健康でやっていくという模範もありますので、根性を出してやらないといけないというような、そういう問題じゃないと思います。だから、快適に市民と暮らせるまちづくりという形では、根幹的にやっていただきたいというふうに思っています。お願いいたします。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんでしょうか。

藤井本委員。

**藤井本委員** それでは3点ということですので、3点について質問します。

まず1点目、45ページの19節のところ、すむなら葛城市住宅取得補助金制度についてお問い合わせをさせていただきたいと思います。これは私も住宅ローンのことを初め、目の向け方、それはいい、すばらしいと言いながらも、住宅ローンの金利を引き下げることについては、それだけでは問題がありますよとかいうふうなことも言ったのを覚えていただいているかと思いますが、ここでお聞きしたいのは、新築住宅103件、中古住宅が2件、こういうふうにしもいただいております。

この中で、これは市内在住の方が建てられてもお支払いをされてる。だから、要するに本当に転入というか、よそから来られている方、どれぐらいおられるのかという割合だけでもいいし、数がきちっとわかっているのであればお答えもいただきたい。その成果がどういうことであったのかと。

また、市長はこの住宅ローンを物すごく大きな声で売っておられた、私はそうじゃないですよと言った、そういう経緯もあるわけですけども、じゃあその住宅ローンの利用件数、銀行とタイアップしながら、どれぐらいご利用になっているのかということ把握されているのかどうかですね。売るだけ売っという、そやけど把握してませんよというものなのか、そこらはどうかなということ、決算でございますのでお聞きしておきたい。これで1点目いいですか。

2点目は、41ページ、報償費また委託料のところにも出てくるわけですけども、公共施設のファシリティマネジメント計画、これは3年間にわたってやってこられた。これも6月議会で私が一般質問して、當麻庁舎のことでこれを言いましたけども。これを3年間して、3

月に計画ができましたということなんですけど、もしかして私が勘違いしてたらお許しをいただきたいんですけど、そんな計画見たことないんですけど。ほかの議員さんが見られたことがあるのかどうか知らないけども、まず、その計画が今どういう状況にあるのか、3年かけて計画づくりましたと、計画をお示ししますと言われてはいますが、見たことがない。私が勘違いしてたらごめんなさいね。

私、これに関して、矛盾している点があると思うんです。というのは、6月議会で私が申し上げた、その當麻庁舎のことを10月のいわゆる市民に問う選挙があるわけですけども、それまでに耐震診断というものが問題あるという當麻庁舎について、何らかのお示しをしてくださいよということを強く申し上げているわけですけども、答えとしては、公共施設全体というのを見てからの話だと、こういうご答弁がずっと続けられてきたわけです。

しかし、考えてみますと、農業者休養センターとか、昔の當麻温泉ですね、あそこなんかでも施設でありながら借り手があったら貸しますよ、こういうことで既に貸し出しをされています。東京オリンピックの関係もあって、新町グラウンドの建物ですね、これについてもいろんなことを考えているんやと。各大字の公民館等についても耐震性のあかんところは建替えもしたと。この3年間、総合的に各施設を見直しますと片方では言うておきながら、進める部分が私はあったのではないかなと、このように思っております。そこの考え方、結果としてお教をいただきたいと。これが2点目。

3点目ですね。38ページ。一般質問で、白石委員からの車の使用等のお話もございました。市長というのは忙しい仕事やという認識は、私は質問された方とは少し違って思っております。けども、あの質問の中で、市長が答弁する機会もないやないかということをおっしゃったけども、答弁を聞いてても、何か奥歯にものが詰まると言っていいのか、前歯に詰まるような、何か納得がきちっといかないというふうに思っております。

ちょっとお聞きしときたいのは、まず、白石委員、あのとき質問された中で、京都へ車で行かれるというのが1つありました。それがだめとかいいとかという問題じゃないんです。私はあのとき思ったんですけど、大阪へ行かれるのは私はいいと思うんですけども、京都に行くのであれば電車の方が、時間的な効率とかいっても、忙しいのであれば電車を利用した方が早いのではないかというようなことを思いながら、その辺のところを払拭するようにお答えをいただきたい。

10節の市長交際費のところも見てると、不用額が10円、神わざのごとく、うまく計画的にお使いになられてるわけですけども、これをどうのと言ってるんじゃない。部長が答えられた、私的な部分と公的な部分があって、公務についてはもう結構です。そこでの振り分けというのが非常に難しいところがあるんじゃないかなというふうに思っております。例えば、こういうところでは悩みましたというようなお話を事例としてお答えいただいてもいいし、なければ、また再質問しますけれども、いわゆる私的な部分と公務のところの振り分け、ここの部分を教えてあげましょうというレベルで結構ですので、お示しいただいたらいいのかなと思います。

あと、この部分で、出張とかいうところで、海外に行かれたのは何度あるのか。この平成

27年度ですね。私は何しに行ったとか、そこまでは聞きませんから、海外に行かれたのは何度あるのか。いいのであればどこへ行ったということを教えていただければありがたい。

以上、3点。

**西井委員長** 岩永課長。

**岩永企画政策課長** 企画政策課の岩永でございます。

すむなら葛城市住宅取得助成事業に対しての報告をいたします。定住人口の増加及び地域経済の活性化を図るために、市内においてみずから定住する住宅を取得した者に対して補助金を交付するものでございます。その制度は、平成26年10月1日の市制10周年を機に実施されたものでございまして、平成26年度においては6カ月間の実績となっております。ちなみに平成26年度が、新築住宅は18件で36万円の交付、中古はなかったということになります。この18件中、市内転居が12件、県外からが1件、県内からの転入が5件となっております。

次に、平成27年度の実績でございますが、合計で105件でございます。内訳でございます。新築で103件、中古で2件の予定をして、合計208万円の助成を行いました。助成対象者の内容でございます。新築で市内転居、建替えも含むということで54件、それから県内転入、県内から転入されてこられた方44件、どこからかと申しますと香芝市が6件、大和高田市が14件、奈良市が7件、御所市が8件、橿原市が3件、桜井市が3件、広陵町2件、大淀町1件となっております。それから、県外からの転入、こちらの方が5件ございます。堺市、大阪市内、富田林市、京都久御山町、名古屋市内、各1件ずつでございます。それから、中古の2件ですけども、内訳といたしまして、市内転居が1件、それから県外の転入、藤井寺市から1件転入しております。

それと、金利のお話でございますが、こちらは各金融機関に適用してるかという確認をしますと、住宅ローンをお願いしますともう座った段階で、葛城市民やったら1.5%を適用するというお話なんですけども、そのほかにいろんな優遇措置もございまして、適用している世帯というのはなかなか難しいという判断を金融機関もしているということになっております。

その中で、とりあえずローンを組んでおられる方が、対象になってるというふうに市としては判断してますので、平成26年度が18件ローンを組んでおられまして、そのうち市内の4行でローンを組んでおられる方が11件ございました。それと、平成27年度は105件全員がローンを組んでおられまして、そのうち市内4行で59件利用されておられるという状態は確認しております。

以上でございます。

**西井委員長** 安川部長。

**安川総務部長** 総務部の安川でございます。

ただいま公共施設マネジメントの基本計画の関連についてご質問があったと思います。まず初めに、葛城市の公共施設マネジメント基本計画が公表されてるかというご質問でございました。前回の6月議会の全員協議会におきまして、ちょっと私の手元に今持っておりますが、概要版と本編とを議員さんの方にお渡しをさせていただいております。その中で、私の

方から概要版の方で説明させていただいたわけですが、その後、本編につきましては、市のホームページの方に今現在載せさせていただいております。

それと、関連でのお話かと思いますが、3年間かけて、この基本計画につきましては、ファシリティマネジメント検討委員会に、これは最終、平成28年3月30日をもってこれのご了承をいただきまして、公表する運びになったわけですが、その中で、おっしゃるように、全体施設を見ながら統廃合あるいは効果的な運用というのがこのファシリティの基本でありますので、そういった意味では、休養センター、現在余り使われていない中で貸し出すというのは、財産の活用面におきましては有効であるというふうに考えております。

また、大字公民館もこの中で全てうたわれておるわけですが、古い施設、特に木造で耐震性のないものにつきましては、各大字から改修あるいは建替えという形で進められておりますので、そういった面では、これは生涯学習課の方にも入るんですけども、資金等運用面を考えながら建替えする、これは大字にとっても、新しくすることで耐震性を確保できる意味では有効なものと考えています。

それと、もう1点、おっしゃっておりますように、スポーツゾーンの関係かと思いますが、このあたりにつきましては、今後のいろいろなイベントにあわせまして、市が独自に考えておられるプロジェクトという意味で、これは平成28年の段階での状況ではございましたが、そういう対応も今後あわせて考えていかなければならない点かとは考えております。

以上でございます。

**西井委員長** 吉川課長。

**吉川人事課長** 人事課の吉川でございます。

ただいまの質問で、まず、京都への車の時間数でございますけども、この庁舎から京都の目的地まで、おおむね1時間10分ぐらいで大体目的地まで着きます。電車利用の場合は、ここから電車で駅までの時間、それと電車に乗ってる時間、それから京都駅から目的地までの時間を合わせますと、やはり1時間半から、駅から先の目的地までで考えますと2時間ということもございますので、やはり時間的には車が有効かなというふうに考えているところでございます。

それから、交際費の不用額が10円ということでもございましたけど、これは年度末にスポーツ競技などの全国大会に出場される方がありまして、不足が生じることとなりましたので流用をさせていただきました。そういう理由で、残高が10円ということになっております。

それから、公私の振り分けということもございますけども、公務であるかどうかという判断につきましては、地方公共団体の首長である市長という、その職の性質上、地方自治法に規定されておりますけども、広範多岐にわたるわけでもございまして、市の事務管理・執行はもちろんのこと、国などの関係機関に陳情を行うことや、市を統括、代表する者として、外部の団体が主催する会合などに出席して、友好、信頼関係を築き、市政の円滑な運営や維持発展を図ること、それから、また市政を運営するに当たって、情報を得るためにさまざまな方面の方々と情報交換をすることなども公務ということもございます。これらにつきましては、最高裁判所の判断も示されておりますので、これを参考にしながら、その行動が市政に

資するかどうかという大きな判断基準に基づきまして、適切に判断をしていただいているところでございます。

それから、最後の海外出張の件でございますけども、平成27年度は2回海外へ行っておりました、行き先は北京と台湾でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 暫時休憩したいと思います。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

藤井本委員。

**藤井本委員** 答弁ありがとうございました。

まず1点目の、すむなら葛城市住宅の補助の件です。これは詳細にお答えもいただきました。これの約半分、ざっくり半分は転入者やと。残りの方が市内の方で、残っていただくのにこういう補助もするということもよくわかったし、聞いてませんでしたけど、どこから転入されてるか、県内からの葛城市への転入者が多んだなというところも教えていただきました。これはこれで結構でございます。

2番目ですね。ファシリティマネジメント、これはもう市長にお答えをいただきたいと思うんですけど、計画書があるとかないとかいう話で、ちょっと私もうかつやって申しわけなかったんですけど、やっぱりこの間検討すると言った中で動かした部分もある、計画をやっていった部分もある。それは私、間違ってると言わない。でも、言おうとしてるのは、6月議会でも言ったけども、きつく言ったけど、當麻庁舎だけはどうしても後回しにして、こうとしか思えない部分が私にはあるわけですね。これを10月までに市民に問うような、問えるような何か、事を運ばんでも、自分の思いだけでもまとめてくださいよということも、どうも後回しにしているところがある。これは覚えていただいているやろうというふうに思います。

そのときの一般質問でのお答え、私が一般質問の通告を出してから、一般質問をする1週間ぐらい前か4、5日前に當麻の方に集まっていたいただいて、検討委員会をつくったと。形だけは、体裁は整えられたという認識はしてますけども、じゃあその進捗はどうなっているのというふうなこともあわせてお答えをいただいて、これは後回しにしているというご認識はあるのかなのか、これは市長のほうからご答弁をいただきたいなというふうに思います。

3点目、冒頭に申し上げたように、大変やなというところを私は思っております。京都へ行くのに車の方が早い、それやったらそれで、私が間違っていたので、それはそれで考えを改めます。あと、海外に2回、どこやったっけ、北京と台湾か、これも目的があろうかと思えます。目的を教えてくださいのなら教えていただきたい。これは何かの団体で、例えばよく市長が言われる若手市長の会で何かがあったということで行かれたのか、個人で行ってきたというものなのか、市の各種団体と一緒にやってきたとか、何かあるのかと。答えられる範囲で結構ですから、この部分についてお答えをいただきたいと思えます。

**西井委員長** 安川部長。

**安川総務部長** 當麻庁舎の検討委員会の内容でございますが、6月14日に第1回目の検討委員会をもたせていただいております。その中では、委員さんに8名ほど入っていただいております。区長会の会長さん、副会長、幹事の方、あるいは市商工会の方々が約2名、それと、当日、元会計管理者であり防災士である顧問として吉田さん、それと、当日欠席ではありましたが、消防団の団長、JAならけんの女性部の部長様とお二方は欠席でございましたが、一応ご出席をいただいております。

その中で、内容的には、当日、まずは當麻庁舎の現状、I s値がどうであるとか、あるいは何年に建って、建物的にはどういった不具合があるとか、あるいは、基本的な面積とか、そういったものを説明の上、昭和43年に建って以来、今後どういうふうに考えていくかというご意見と求めたところでございます。意見の中には、耐震に関して技術的な面もあるので、今後、そういった資料等も提示していただいた中で考えていきたいというご意見もありましたので、また次回、そういったことも含めた中で検討に入らせていただきたいと思います。

以上でございます。

**西井委員長** 吉川課長。

**吉川人事課長** 海外出張についてでございます。まず、北京でございますけども、北京出張の件につきましては、特定非営利活動法人言論NPO主催の第11回の東京北京フォーラムに、特別分科会のパネリストとして、京都府の山田知事、それから岡山県の伊原木知事、それから京都市の藤田副市長、神戸市の岡口副市長とともに参加をしていただきました。葛城市の環境問題への取り組みや観光事業の取り組みについて発表されるとともに、地方自治体が抱える環境問題や日中間の人的往来を踏まえた観光について議論されてきたところでございます。

この出張につきましては、日中双方の各界を代表する専門家や有識者が多数参加されることもありまして、その中で葛城市の魅力を内外に発信できることや、こうした大きな国際会議の場で発表や議論をすることは、市長みずからの研さんの場となるということから、この出張をしていただきました。

それから、もう1点、台湾でございますけども、台湾への出張は、葛城市の海外視察観光プロモーション事業として、2015年台北国際旅行博において奈良県とともに観光PRブースを出展いたしまして、葛城市の観光PRを行うとともに、観光事業に係る商談会、これは公益財団法人の日本観光振興協会が主催する分でございますけど、そういうところにも参加いたしまして、観光PRを行われたところでございます。この観光プロモーション事業につきましては、商工観光課の方から詳しくもう一度説明させていただきます。

私の方からは以上でございます。

**西井委員長** 岸本課長。

**岸本商工観光課長** 商工観光課の岸本でございます。

ただいま人事課長の申しました海外観光プロモーション事業についてでございます。こちらにつきましては、台湾の台北の方で行われました、台北国際旅行博に参加したものでござ

います。11月4日から9日までの期間で行われておりまして、私ともう1人の職員は4日に前日入りし、会場の準備等を行いまして、市長は5日から参加していただきました。

台湾の旅行業者に対するトラベルマートが5日に行われまして、こちらの方は台湾の旅行業者が111社、日本側は54団体ということで、自治体や旅行業者、鉄道関係等の会社の参加でございました。当日は、葛城市の方は約40社との商談をすることができました。また、6日から9日の間は、大きな会場の方でI T O 2015という旅行博に参加しました。こちらの方では、お客様を呼びとめるために着ぐるみや拍子木、また日本酒の試飲等を行いながら、県と一緒にパンフレットの配布等を行ったものでございます。

旅行博の4日間の総入場者は34万8,000人、業者側の方は世界60カ国から950の団体、1,450のブースが出店されておりました。こちらの方は、経費としましては委託料と印刷の方に決算として出ておる分でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** ファシリティのことについてお答えをさせていただきます。建物が古いから建替えるとかというだけの問題ではなくて、やはり庁舎というものは、その地域にとっては象徴的なものであるというふうに思います。それが建替わるのか、残るのか、なくなるのかということは、その地域の人たちにとっては物すごく大事な、心の支えの部分でもあると思いますので、そこは軽々には判断できない。その中で、元会計責任者であり、今、区長をされている吉田さんにも来ていただいて、建ったときからもう職員でいらっしゃった方ですから、あの建物をあのままの状況で筋交いを入れて補強ができるのかどうかというようなことも含めて、お話を伺いながら、一時、合併をしたときには、あそこにエレベーターをつけようという話もあったようですが、柱の問題があってエレベーターがつけられない。じゃあ、それぐらい細い柱で、筋交いを入れてももたないのであれば、どうすればいいのか、例えば3階から上をとってしまって荷重を減らした方がいいのかとか、いろんな方法であの施設を残していく方向がいいのか、それとも全く違うものにしていく方がいいのかということは今検討していただいているというか、我々としてもアイデアを出させていただいております。

これをこうしたらいい、建替えるとか、なくしますと言うのは簡単ですが、どちらにしるお金を伴ってくる問題でもありますし、また、地域の人たちにとってのシンボルでもありますから、その問題も含めて、皆さんのご意見を聞きながら進ませていただこうというふうに考えております。

**西井委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** もう質問できませんので、私の考えだけを述べておきますが、海外の方に行かれたと。北京の方ではパネリストとして行かれたと、こういうことで、よく頑張っていたらいいんやなということのご説明であったかというふうに思います。そういう国際会議、どれぐらいの規模で行われたのか知らないけど。しかし、市長がそうやって行ってるということも、皆さんご存じだったかどうか知らないけど、私は知りませんでした。そういうところにも行っておられるということについてお話されるべきであろうかというふうに思います。

台湾の方では、いわゆる何か博覧会的なものがあって、世界各国が集まる。そこに葛城市のブースをつくって、だから、市の職員さんも一緒に行ってきたということなんですね、数日間。台湾との観光をPRしてきたと、その成果があらわれることをご期待しておきたいというふうに思います。これはこれで結構です。

市長の言われた最後のファシリティ、いわゆる當麻庁舎の問題ですけども、建替えるのはとか、解体するのは言うのは簡単やとか言うけども、何年前から言ってる話かということをお願いしてもらいたい。例えば、今、計画やと言ったって、今いろいろやってる道の駅にしたって、どんな事業にしたって、計画をまず立てました、そこから何年かかっているんですか、全てにおいて。2年や3年でできるものではないわけです。例えば今から検討していったって、これを評価に出していきます。もうこれ5年、10年先の話になりますよ。

だから、計画だけでも、思いだけでも、何もこうしますと言うんじゃない。あそこを文教ゾーンにしますとか何らかを提示しないと。その中に、例えばの話ですけど、市役所業務のできる市役所のそういうのもつけますと、いろんな大きな意味合いだけでもやらないと、どうなるのやろ、どうなるのやろというようなところ辺だけを残してやられてる。

それと、4月16日やったっけ、18日やったっけ。前の収入役の吉田さんにも来ていただいて話をしたということ、これは一般質問で聞いた答えと全く同じ答えをしてる。私は強くそこで申し上げたけども、そこからまだ一進一転もないわけです。10月までにしてやと、しないとあかんでということをやったって、安川部長の答えは何も進展がない。

私は一般質問を通告して、その後一般質問をする間にそういう会議をもたれたと。たまたまその日になったんやろうという疑いを持たず、そのように思ってますけども、もっと本当に真剣にとらえて、計画立てて、本当に何年かかっている事業を進めてるか考えたときに、今の當麻庁舎、大変なことになる。決算委員会ですのでこのことを申し上げて終わりたいと思います。

以上です。

**西井委員長** ほかに質疑がございませんか。

西川委員。

**西川朗委員** 今の藤井本委員の関連質問になろうかと思いますが、當麻庁舎の今後の考え方ということで、今現在、庁舎管理費として、財産管理の中で、4目、41ページ、その中で、清掃委託料、警備委託料、設備等保守点検委託料、緑化植栽管理委託料を上げておられます。別紙の方の参考資料によりますと、金額のみ提示されてるわけでございます。この中で、清掃委託料に関して、業務内容、また契約内容、それで業者の選定、どのような業者が参加されているのか、その辺の内容をお聞きしたいと思います。清掃委託料のみで結構です。あとは自分で個々に調べさせていただきますので。

次に、43ページ、7目交通安全対策の中で、7節賃金、臨時雇用賃金の中の、これも別紙の方の説明文の中には、登校時通学路巡視や交通安全啓発活動等を実施、交通安全業務を行ったという名目が書いておられますので、この辺の詳しい内容をお聞きしたいと思います。

以上、2点でよろしくお願いたします。

**西井委員長** 米田課長。

**米田総務財政課長** 総務財政課の米田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。西川委員のご質問にお答えさせていただきます。

清掃委託料でございます。新庄庁舎と當麻庁舎のそれぞれの清掃委託料について分かれていますわけですが、當麻庁舎におきましては、定期清掃及び日常清掃業務に分かれて委託を行わせていただいているところでございます。當麻庁舎の定期清掃につきましては、4社の入札により行っているところでございます。業者につきましては、株式会社文政、阪神管理サービス株式会社、株式会社KBS、株式会社中和の4社でございます。この4社のうち、株式会社文政が落札しているというところでございます。また、日常清掃業務におきましては、シルバー人材センターの方にお願ひしているところでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 門口課長。

**門口生活安全課長** 生活安全課の門口でございます。

交通安全の中の交通安全指導員設置関係の賃金のことでお答えさせていただきます。この事業でございますが、葛城市の交通指導員の設置要綱に基づきまして、交通安全に関する知識の普及及び交通安全思想の高揚、また交通安全対策の効果的な推進を目的に、交通指導員2名、女性2名になりますが、この方々を雇用いたしまして、1日7時間、土、日、祝祭日を除く月曜から金曜日を勤務としまして実施している事業でございます。

主な活動内容につきましては、交通安全及び地域安全の教育及び指導としましての、各保育所、幼稚園での交通安全教室への参加、また、春・秋の交通安全の県民運動期間中での啓発関係、日時でございますが、午前7時半からの通学路のパトロール、また10時からの市内及び駅前駐輪場でのパトロール、また、3時以降になりますが、下校時間帯での通学路のパトロールを主にやっております。

以上でございます。よろしくお願ひします。

**西井委員長** 西川委員。

**西川朗委員** ありがとうございます。當麻庁舎の方で、もう1点、今の中でお聞きしたいのが、契約は入札でなされて、1年契約ですか。その辺がちょっと今答弁なかったもので、もう一度お願ひいたします。

交通安全に関しましては、地域ボランティア的に指導員として出ていただいているのは何名ほどおられるのか。今、巡視指導員として市の方から2名回っていただいている。地域の方々、各学校関係の通学路に7時半から、また4時半からとお聞きいたしましたけど、何名ほどおられるのか。また、その辺ももう一度ご答弁をお願ひいたします。

**西井委員長** 米田課長。

**米田総務財政課長** 先ほどの答弁漏れということで、回答させていただきたいと思ひます。1年契約となっております。

以上でございます。

**西井委員長** 門口課長。

**門口生活安全課長** 今、この交通安全の指導員の方、2名ということでお話をさせていただきました。各大字の方につきましては、ボランティアの会等がございます。各大字で言いましたら、當麻、尺土、北花内、そして忍海、その大字の方で各小学校等への見守りについて、その指導員さん、役員さん等が学校まで一緒についていただく、そういうふうな活動をやっておられる地域もございます。今、私、理解しておりますのは、このイトピアを入れた5カ大字の方で活動されているという話は聞いております。人数の方は手持ち資料がないのでわかりません。よろしくお願いいたします。

**西井委員長** 西川委員。

**西川朗委員** ありがとうございます。當麻庁舎に関しましては、清掃業務のことだけ今お聞きいたしました。これ、まだまだ警備委託、設備保守点検等、質問いたしたいと思いますが、その点の方は、また個人的に勉強させていただくということで、ありがとうございました。

交通安全業務に対して、各大字のボランティアさんが出ておられると。太田大字からも何名か出ておられると思います。ほか、いろんなところを回らせていただいた中には、5カ大字かな、もう少し出てくれているのかなとは思いますが。今後とも、また生活安全課の方で指導をいただいて、もっとたくさんの大字から出ていただくように、「こども見守り隊」という啓発をよろしくお願いいたします、私の質問を終わります。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんでしょうか。

岡本委員。

**岡本委員** それでは、よろしくお願いいたします。

まず、39ページ、一般管理費の中の委託料の中で、職員の定期検診委託料、先ほど川村委員から質問があったと思うんですが、ちょっと私が聞き間違ったのかわかりませんが、対象者が495人、受診者が439人、そのうち職員が278人対象者で、256人受診した。それ以外の方が217人対象者で、183人受診したと、こう私聞いて、人数を間違っとなのかわからんけれども、当初の予算書からいきますと、職員が301人になってる。その間で、もし私が言ってる数字が正しいとしたら、23人ほど減ってるということになっているが、その辺がどういう解釈になるのかということをお教えいただきたいというふうに思います。

次に、同じ一般管理費で40ページ、負担金補助及び交付金の中の退職手当特別負担金、これが7,208万9,000円となっているわけやけども、この内訳として、退職者の人数、勸奨、それから自己都合という形であると思うんですが、それぞれの人数をお教えいただきたいというふうに思います。

それから、次に、42ページ、財産管理費の委託料ですね。登記委託料149万円ということになってる。毎年、私、聞いてるわけですけども、この登記委託料の支出、どんなふうにされたのか。恐らく境界明示の関係やというふうに答えられるであろうというふうに思います。私が前から言うように、未登記部分はかなりある。その処理を早くしてほしいということをお願いしていたわけですけども、この平成27年度の中で未登記処理、何件されたのか、それをお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上です。

**西井委員長** 吉川課長。

**吉川人事課長** 人事課の吉川でございます。

まず、1点目の健康診断の対象者の人数でございますけれども、先ほどこよつと説明させていただきましたように、共済組合に加入している者、それが256人、その他の職員が183人ということで、計が439人でございます。その他の職員の217人の中には、嘱託、それから常勤のアルバイト、幼稚園教諭、これも職員でございますけれども、共済組合が公立学校共済ということで、そちらの方の加入になっております。それから、あと市費の講師、この辺がその他職員として含まれておりまして、計で495人の受診対象であると。その中で、受診実績と申しますのは、全体として439人、これが共済組合員は256人で、ただいま申しましたその他の職員は183人であったということでございます。

それから、2点目の退職手当の特別負担金の件でございますけれども、支出額7,280万9,617円、この内訳でございますけれども、退職者は16人ございまして、定年が11人、勸奨が4人、その他、これは公務外死亡でございますけど、これが1人ということで、計16人でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 河合課長。

**河合建設課長** それでは、岡本委員のご質問にお答えします。

委託料として登記委託料149万400円の内訳なんですけれども、5件の契約を結ばさせてもらっております。そのうち1件につきましては、忍海の物件でございますが、市道用地買収のために分筆登記を行ったんですけれども、これが抜けていたということで、分筆登記はこの1件。残りの4件につきましては、境界明示の際に判明した地図訂正、国調修正、その他の業務となっております。全部で5件の契約をいたしております。

以上でございます。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 職員の定数については、256人とほかに183人いてるということですね。足したら300幾つになるわけか。ならんな。まあそれに近いと。わかりました。

そのほかに退職手当、退職者11人、勸奨4人、自己都合というか、その他1人になっているわけやけども、勸奨の4人が、毎年勸奨が出るわけやけども、それは人事課として、これが勸奨の1つの原因やと、それははっきりした原因はないわけやけども、これだけ毎年毎年勸奨が出るということについて、どういうふうな感触を持っておられるのか。私の個人的な考え方ですけども、かまう権限はないわけやけど、私は1つは人事異動に問題があるのではないかなと思っています。

例えば、今年の4月に異動されて、6月にまた変更されてる分もある。なぜされたのかというのは私はわかりませんのでね。そういうふうなことが、いわゆるうつ病の人が多いとか、多いと言ったら表現おかしいですけども、何人かおられるとかで、その辺で職場環境に問題があるのか、そこらのところがよくわかりませんので、その辺がわかっていたら教えてほしいというふうに思います。

それと、財産管理、登記の関係で、今、課長の方から報告を受けました。恐らく境界明示の関係と言われるやろうとは思っていたわけですが、何年も前からお願いしてる未登記部分、この分の処理を毎年何件かでもやっていかないと、私、わかりませんが、少なくとも何百件、何百筆、もっとあるかもわからん。もう何十年、30年、40年、たつての話ですのでね。どこかのところでこれをやってもらいたいなということを毎年言ってるわけですが、

例えば去年でしたか、今、60歳定年を迎えられて、再任用あるいは嘱託というような形でOBの人が勤務されてる、そういうような人でもお手伝いしてもらって、たとえ1年に20筆であろうが100筆であろうがこなしていかないと、最終的に今葛城市で問題が起きているわけやから。例えば土地を売買する段階で個人名義になっている。それも買いました。その後で、行政の方で道路をつけていくとなってきたら、所有権が変わってしまっているというような問題がいろいろ発覚をしてくる。そういうふうなこともありますので、未登記の件についてやってもらいたいということで、1つ、どういうふうな方法でいけるかということも教えてもらいたいというふうに思います。

**西井委員長** 生野副市長。

**生野副市長** 勸奨の件のご質問でございます。例年、勸奨者が多いわけございまして、今年度につきましても、また7月末ということで受け付けをいたしておるわけでございます。その中で、本人の当然事情等いろいろあるわけございまして、昨年度からですが、出た時点で、私の方で面接をさせてもらっております。その中で、この場では事情は述べられませんが、十分な話し合いのもとで勸奨者にお聞きをいたしておるわけございまして、やっぱり本人の意思が強いというような答弁をさせていただきたいと思っております。

そして、未登記の件についてでございますが、これにつきまして、委員ご存じのように、旧當麻、旧新庄、いずれも合併以前の未登記が残っているわけございまして、担当も努力はいたしておるわけございまして、その中で、先ほど言われましたように、やはり登記の経験者が大変少ないわけございまして、委員ご指摘のように、再任用になる職員等ですればということも大変いい意見かなというふうに思いますが、その中で、やはり経験のある職員がおれば、その中で専属といいますか、分筆等が終わっておれば所有権だけですので、足を運んでお願いするという方法もあろうかと思っておりますが、その中で、昨今分筆ができてない部分もたくさん筆数があるわけございまして、それにつきましては、予算の範囲内で努力をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 副市長から答弁いただいたんですけども、副市長の立場上、これは本人の事情がある、これは当然やと思います。ちゃんと面接もしておるということで、それはやむを得んから了解をしていると思うわけですが、我々の耳に入ってくるのが、なかなかそういうふうに入ってこない。何もとめてほしいということもないですけどもね。そういうようなこともありますので、職員も家庭も皆あるわけやから、できるだけ残れるような対応をお願いしたいと

いうふうに思います。

それと、登記の関係で、副市長はよくご存じやし、中身はよくわかっておられると思います。登記は、今おっしゃるように未経験者はできへんという話があるわけやけども、皆、職員は初めは未経験者やと思うわけで、ある程度教えてもらえれば、こんな登記みたいなのは難しい話ではないと私は思っております。

私の言いたいのは、分筆登記が残っているというのはごく一部です。ほとんどが、所有権移転で、いわゆる職権分筆した用地で個人名義が残っているということやから、今、副市長のおっしゃるように、所有権だけやったら努力していきますということやけど、もともと残っているのは所有権移転だけや。分筆みたいなもの全部終わってる、ほとんどがそうやと思います。だから、今おっしゃったように、今年度からでもいいから、たとえ10筆でも20筆でも解消していく、そういう姿勢になってほしいというふうに思います。それは必ず守っていただきたいというふうに思います。

**西井委員長** ほかに質疑がございませんでしょうか。

白石委員。

**白石委員** ただいま上程されております平成27年度葛城市一般会計決算の認定について、質疑を行ってまいりたいと思います。

事項別明細書の36ページ、歳出の議会費についてお伺いしておきたい、このように思います。この議会費のうち、9節の旅費についてお伺いをしたいと思います。この間、議会は常任委員会において研修を実施してまいりました。私も深く考えることはなかったんですけども、市長も随行して、日程の途中まで一緒に研修をすると、こういう状況がこの2、3年なんでしょうか、あるわけですね。どういう理由であるかというのは、私も深く考えなかったわけでありまして、ところが、旅費の詳細を見てもみますと、この旅費が、この市長の旅費も議会費から支出をされていると、こういうことが開示請求によってわかりました。百歩譲って、研修目的に応じて、その所管の部長の旅費については一定やむを得ないかなというふうには思いますけれども、本来はそれぞれ、やはり原課の旅費において支出をすべきではないのかというふうに思うわけでありまして。

この点、いつごろからそのようになってきたのか。私も合併後の記憶では、当時、吉川市長のときに、全員の研修で中京方面へ行ったことはありましたけれども、常任委員会の研修に市長がというのは、今までそういうことはなかったわけですね。それが、最近常態化をしているということで、その辺の経過についてお伺いしたいとともに、二元代表制の一機関である議会が、議会費から市長の出張旅費を支出するという点については、これはやはり好ましくないのではないかと、このように思いますが、この点、これはもう局長しか答えられないからね。議長に聞いてもあれでしょうから、歴代の議長がいるわけで、それは歴代の議長から聞いたらいいんでしょうけども、そういうわけにもいきませんので、わかる範囲で局長からお答えをいただきたい、このように思います。

**西井委員長** 局長。

**中井事務局長** ただいまの白石委員からの質問でございます。全員協議会で、市長が同席するように

なったのは、記録上残っておるのが平成23年度からでございます。平成23年から市長が同席しているようでございまして、その後につきましては、平成26年は中止になりましたけれども、平成27年、平成28年と、各常任委員会単位で研修するようになってからも市長及び副市長が同席していただいております。

その考え方でございますが、各常任委員会の研修につきましては、研修目的に応じまして、専門的な知識を有する所管の部長等に随行してもらいたい、その中に市長、副市長が含んでおるわけでございますけれども、それを議長の方から市長に対して申し入れいたしまして、議会としては随行してもらっているという考え方をしております。そのような認識のもとから、予算につきましては議会費の、特別旅費という形の中で処理させていただいております。

以上でございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 中井局長は、議会事務局へ来られて、そんなに時間がたっていないわけで、なかなかその経過についてはよくご承知されていないというふうに思いますけれども、それなりにお調べをいただいでご答弁をいただいたというふうに思います。

私は、確かに原課のそれぞれの部署の専門的な知識なり経験のある部長が随行していただいているというのは、これはもう新庄町時代からやられてきたことであります。しかし、この間、市長や副市長がそれぞれ2つの常任委員会に分担をして一緒に行くようになったのは、平成27年、平成28年ということになっているわけですね。

私もこの件については、これまでの議長経験者の方からいろいろお話を聞いています。私たちが随行をお願いした、これは議長なり委員長がお願いをしたんだというふうに思いますけれども、どうして部長や課長さんが随行していただくということについてはお願いをすることもあっても、何で市長、副市長にお願いをせないかんのかというところが全くわからないし、お願いするんやったら、それは旅費を見ましようかみたいな話にはなるかもわかりません。

しかし、以前の議長の話では、これは行ったか、実施されたかどうかわかりませんが、議会の方から市長の出張旅費を出してほしいという申し入れがあったと。しかし、その当時の議長さんは、きっぱりと、やっぱり議会としての立場を守り、お断りになったという経過もあるんですね。これが私は正しい対応だというふうに思うんです。

ところが、私もこれはうっかりしとったわけですけども、何かの理由があって市長も途中まで同行していったと。これはしかし、少なくとも旅費は、それは人事課の方でちゃんとしてるものやと思っていた。しかし、それが議会事務局から支出されているということになると、これはもうちょっときちっとしなけりゃならんということになるわけですよ。

去年の氷見市等に行きましたし、今年も杵築市とかに行っていましたけれども、市長も途中まで同行をしました。これが実際に、この間の決算審査、あるいは予算審査等の中で明らかになっていなかったというのは、私の不徳のいたすところ、こういうふうに思うんですが、これはもうやはり改善すべきではないのか。その点は強く求めておきたいというふうに思います。どのような手続を踏んで市長に同行を求めているのか、ここを教えていただきたい

い。

**西井委員長** 中井局長。

**中井事務局長** ただいまの市長が公務で一緒に行ってもらいまして、途中から公務でまた違うところに行かれる場合につきましては、市長の旅費につきましては、その一定の間のみの旅費しか支給しておりません。それ以外の分につきましては、人事の方で見てもらっております。

また、なぜ市長が、副市長がという話でございますけども、副市長はどちらかというところのハード面の事業面にすぐれておられます。市長はまたソフト面について精通された方だと私は認識しております。だから、その研修目的に応じまして、副市長、市長なりを来ていただいております。

以上でございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** もう質問になりませんが、やっぱり議会というのは、行政あるいは市長、副市長、理事者を監視し、監督をする、チェックをする、そういう機関であり、また、そういう役割を議員が担っているわけですよね。それが、それは4年に1回ぐらい全員の研修に、さあ道の駅の研修にでも行こうかというふうなことは、私はあっても、これはしかるべきだというふうには思いますけども、少なくとも常任委員会の研修というのは、まさに、それはそれぞれ所管の事務について、少人数で、詳細に視察先で、いろんな示唆に富んだ報告、実績を教えていただいて勉強する、それは議会活動として当然のことだというふうに思うんですよ。

ところが、今の話では、どういう手続を踏んで、どういう理由で市長に来ていただいているか、副市長と一緒に来ていただいているかわからない。それはやっぱり議長なり、委員長なり、まあそれは議長でしょうね。基本的には議長でしょう。それは委員長の要請があって、議長が市長に申し入れをするということなんですけども、そういう手続が今まで、何でそうなってるのかさっぱりわからんと。今後ともこういうことやっていくんですか。そして、また、その旅費については、議会事務局の特別旅費で対応していくというふうにするんですか。

市長の出張等の精算書から見たら、確かに常任委員会の研修に随行している分だけ、これは議会から支出をしているというのはわかります。そこから松阪市へ行ってるとか、そういうのは、これは当然、市長部局の一般管理費の旅費から出ているということなんです。これは議会としての立場からも、やはりおかしいんじゃないですか。これはぜひ議長、ちょっと目をつぶっておられますけども、よくお聞きいただいて、ご議論をいただきたいというふうに思います。

以上です。

**西井委員長** 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時15分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を行います。質疑はございませんか。

白石委員。

**白石委員** 休憩前に引き続き、質疑を進めてまいります。

38ページ、総務費の一般管理費の旅費、普通旅費277万7,887円についてお伺いをしております。まず、一般質問においても、公用車の使用簿並びに出張旅費に係る県外出張についてお伺いをいたしました。それらを更に詳しく、本決算特別委員会においてお伺いをいたします。

使用簿では、私がまとめた資料によりますと、京都に13回、大阪に33回、観光事業あるいはICT街づくり事業、あるいは、全くお送りだけとしか記載されていない、そして、お送りとお迎えがあるけれども、どこに出張しているのかわからない、そういう面をあわせて、大阪33件、京都行き13件、合わせて46件についてお伺いしました。

そのうち2件については、京都のお送りと、それからお迎えは、これは上京して陳情されていたということがわかりましたので、2件引きますと44件について、実際に京都、大阪ということであるけれども、また、お会いした方は企業関係者、あるいは有識者、芸能関係者、報道関係者、吉本芸能関係者、こういうところまではお答えをいただきました。

そこで、最後の質問として、大阪の、京都のどこで、どちらのどなたとお会いしてるんですかというふうにお伺いをいたしましたら、公用車の使用簿に記載されているとおりでありますと、こういうことでありました。しかし、公用車の使用簿には、京都市、大阪市、それから、用務として観光事業や、あるいはICT街づくり事業と書かれているけれども、京都市のどこ行った、大阪のどこ行った、誰と会った、どこの誰と会ったというのは、もう全く書かれていないんですね。使用簿のとおりと言われても、全くわからないじゃないですか。これはちゃんと記録に残っているんでしょうね。その記録に基づいて、改めてご答弁をいただきたい、このように思います。

それから、もう1つ、危機管理という問題からお伺いしておきたい、このように思います。もちろん市長が県外へ出張してるということになれば、この葛城市を空けていると、こういうことになるわけですね。京都、大阪へは、先ほど言いました2つ除いて44回行っています。そして、平成27年度の県外出張は延べ55日行っています。これを合わせますと99日、葛城市を、県外出張の旅費に係る出張については55日です。京都、大阪については、4時過ぎぐらいから出かけているわけでありますけれども、その時間帯、帰るまで空いているわけですね。しかも、大阪、京都については随行員がいない。全く市長が単独で、企業関係者、有識者、芸能関係者等々に会っていると、こういうことなんですね。

随行者がいない、そして、多数の日数あるいは時間帯は、葛城市を空けている、こういう状況の中で、本当に市民の皆さんの安心安全を守っていく、災害等々から守っていくという、そういうことが実際に可能なかどうかという問題が出てくるわけですね。大阪、京都はもちろんのこと、上京での県外出張においても随行者がないケースもあります。こんな場合、本当に市長自身の身に何かあったときにどうなるのか、そういう問題での危機管理。そして、葛城市自体で諸問題があったときの危機管理。こういうことをどのように考えられているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、旅費を伴う県外出張についてお伺いした中で、平成27年11月16日、17日、18日、遺族会と靖国神社への参拝に行っているときであります。このときに、この遺族会の参

拝が終わって、遺族会の方々をお送りされた。しかし、お送りじゃないんですね。私のいた  
だいた出張旅費に関する精算書であれば、18日は途中まで遺族会と同行し、東京から京都へ、  
そして京都から大和八木へ帰ってるんですね、18日。答弁では、この日は東京で陳情をして  
いた、そして、19日も道路整備の促進をするための期成同盟と一緒に国交省に陳情に行っ  
ていた、こういう答弁がありました。18日には葛城市に帰っている、こういう精算書をいただ  
いています。そして、この精算書に基づく旅費については、既に支給をしているというご答  
弁でありました。しかし、現実には、18日には東京に泊まって、そして19日に期成同盟と一  
緒に陳情をして、それから東京から京都へ新幹線で帰って、公用車で迎えに来てもらって  
いる、こういうことになっているんですね。このときの答弁のときに、18日の宿泊費につい  
ても、これは漏れていて払っていないと、こういうことでありました。

1つ先に確認をしておきたいんですけども、じゃあ19日の帰省のための旅費は支給をさ  
れているのかどうか、まずこれを先に確認をしておきたいというふうに思います。その確認  
とあわせて、支給された18日の旅費、支給されていない市長の宿泊費、これらはどのよう  
にされたのか。私が聞いたのは、一般質問して初めて聞いたわけですから、その後処理したと  
か、そんなのは聞いてないわけですね。どのようになされたのか、なされるのか、ここをは  
っきりお伺いしたい。でないと、この決算額277万7,887円、この数字の信憑性が問われるこ  
とになるわけですね。この点、お答えをいただいて、どのような会計処理がその後なされたの  
か、なされるのか、お答えを願いたい。これで3つでしたね。

**西井委員長** 吉川課長。

**吉川人事課長** 人事課の吉川でございます。

ただいまご質問にありました、公用車の使用簿並びに市長の出張の記録という面ござい  
ますけども、公用車の使用簿に関しましては、葛城市自動車の管理及び使用に関する規則に  
規定されております様式にのっとりまして記入しているものでございます。この項目は、使  
用日時、用務、行き先、走行距離、運転者、同乗者、燃料等について運転者が記載すること  
となっております。

この中に、今おっしゃいました行き先の詳しい部分、それから、誰と会っておったかとい  
う記載をする場所がございません。ということで、今までこういう記載はしてないところで  
ございます。本市において、市長の出張については、ほぼ全て市長車を使用しているところ  
でございまして、この使用簿がこれにかわるものであると考えているところでございませ  
んけども、記載内容につきましては、ご指摘のようにわかりにくいというものもございませ  
んので、今後改善をしていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の危機管理の件でございますけど、市長が県外等に出張される場合、当  
然連絡方法としては電話等がございます。また、長期にわたって東京等に行かれる場合は、  
現在、タブレット端末を持っていただいております、その詳しい内容もその端末で  
確認できるような体制をとらせていただいております。出張の間は、当然、副市長なり、そ  
れぞれ担当部長、課長もおりまして、その対応ができる体制をとっておりますので、連絡を  
してその指示を仰ぐというのは十分可能なことであるというふうに考えております。もし市

長が帰ってきて、直接指揮をとらなければならないという場合には、国内でありましたら、当然すぐ帰ってきていただけますし、海外に行かれた場合のときでも、今言いましたように、電話等の連絡がとれるような体制はとっております。

それから、随行の関係でございますけれども、対外的な団体等へ参加する場合は、基本的には随行をしております。しかしながら、内容によっては、簡易な内容とか、いろいろありますので、その場合、随行しない場合もございますけれども、まるっきり1人でおられるわけではございません。会われてる相手の方もございますし、何らかのときは連絡がとれるような状態であろうかなというふうに思っております。

それから、最後におっしゃいました11月16日からの出張の件でございますけれども、16日から19日までの出張について、旅費請求とそこがあるんじゃないかということでございますけれども、葛城市の旅費支給基準では、2万円以上の旅費を必要とする場合は概算払いをできることとなっております。今回のご指摘の件につきましても、この概算払いの手続をとっております。この概算払いの起案の段階では、16日から18日までの2泊3日で八木駅まで帰ってきていただく予定でございましたので、その行程に基づいて交通費と日当の請求を行ってまいりました。宿泊費につきましては、遺族会から靖国神社参拝に同行する予定でございましたので、遺族会で負担をいただくということで、16日と17日の宿泊費の請求はいたしておりませんでした。

この請求を行った後に、19日の道路整備促進期成同盟会の要望活動に出席する追加日程となりました。したがって、この場合、旅費の精算時には追加分となりました宿泊費や日当、交通費と帰着が八木駅から京都駅に変わった、この分の交通費を差し引いた追加払いの精算をするべきところではございましたけれども、私どもの誤りによりまして、概算払いと同額のゼロ精算ということをしてしまったわけでございます。本来ならばこの誤りを是正するべきところではございますけれども、この誤りに気づいたのが出納閉鎖後ということでございました。この誤りが、過払いが生じるのではなく、市長に対しての未払い分があるというものでございましたので、市長に謝罪をいたしましたので了承を得たというものでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** それぞれ、課長の方からご答弁をいただきました。

使用簿をもって市長の公務ということを確認をするというか、そういうものになっているわけですね。しかし、使用簿そのものは、先ほど課長がご答弁されたように、日時や時間や、それから用務、行き先ですね。走行距離、それから同乗者等々を書かれる欄があるけれども、京都市のどこへ行って、どの会場で誰とどのような会議であったというふうなことは全くわからない。

この間の答弁では、市長は、公務が本当に多忙で、また公私の区別がしにくいということで、市民の皆さんから疑念を持たれないように、みずからがこの判断で厳格に対応していると、こう言ってるんですけども、しかし、実際には何ら市長が公務として県外出張したという記録が残っていない。使用簿しかない。しかも、旅費の伴う県外出張については、この旅

費精算書しかないわけでね。内容なんて全然書いてないし。確かにどなたと会ったかというふうに書いてあるのもあります。

やっぱり、これは葛城市の条例規則に基づいて、出張命令簿、あるいは旅行命令簿、あるいは旅行伺い等々の手続をして、出張目的、行き先、相手方、そういうものを、記録を残すべきですね。これはちゃんと条例に明記されているじゃないですか。載ってるじゃないですか。言いましょうか。唯一その根拠になる条例というのは、ちゃんと課長も答弁していただいていますよ。

葛城市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例、第9条があります。ここに特別職の職員に支給する旅費の額と、それからその旅費の支給に当たっての手続が書かれているんですね。だから、職員の例ということになりますと、葛城市職員の旅費に関する条例第14条の記載のように、出張は任命権者もしくはその委任を受けた者、または出張依頼を行う者、いわゆる出張命令権者の発する出張命令または出張依頼によって行わなければならないと書いてあるんですね。これしかないじゃないですか、法的な根拠。

これに基づいて、他市は皆、旅行命令簿、あるいは出張命令簿、課員が記載をして、ちゃんと記録を保存して、市民の皆さんに公開できる、市として市民の皆さんに説明責任を果たせる、議会にもちゃんと報告できる、こういうことになってるんじゃないですか。法の規定に基づかない出張なんてあり得ないです。実際に大阪、京都へ行って、誰も随行員がいない。市長が突然倒れて、公務災害でどういう形でこの証明をしていくのかという、やっぱりそういう疑問すら考えるわけじゃないですか。何で葛城市だけないんですか。いつ、これまであったものをなくしたんですか。

**山下市長** 疑念を感じさせるような質問はちょっと控えていただきたい。

**白石委員** 疑念じゃないですよ。

**山下市長** 今までなかったものを今まであったかのように表現されるのはやめてください。

**白石委員** 何ですか、私、市長に何も聞いてないですよ。これは妨害じゃないですか。

**山下市長** 今まであったって言うからです。

**白石委員** この間の一般質問でも……。

**西井委員長** 暫時休憩します。

休 憩 午後1時38分

再 開 午後1時57分

**西井委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

白石委員。

**白石委員** 一般質問でもそうですよ。途中から市長が入って、私の質問したことが答弁として返ってこなかった。もうそういう形になってるんですよ。これは会議録を見ていただければ、そうなってますね、明らかですね。私は市民の負託を受けてこの質疑をしているわけですから、そのことに対して、きちっとそれなりにお互いがいい質疑をし、いい答弁をしようということで、打ち合わせもしてやっているわけですから、そういうことが邪魔されるということは本当に心外だと言わざるを得ません。とにかく、出張簿は現在、過去、一切なかったというのが理

事者、原課の答弁であります。非常に残念なことであります。

奈良市や大和郡山市や生駒市、天理市は聞いてみませんが、私、中南和の7市については、全て人事課に、あるいは秘書課に電話をして確認をいたしました。いずれも旅行簿あるいは命令簿等が簡易なものではあるけれども、それに記載をし、保存をして、これらは市民の開示に当然供せられるようになっていると、こういうことであります。そういう点で、今後どのように当局が対応されるか、また、出張命令簿があくまでもないということについても、きちっと見定めながら、改めてそのことを明らかにするために私は議会活動をやっていきたい、このように思います。

これは2回目の質問やったかな。一応答弁してもらわないかん。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** いろいろとやりとりの中で、条例に対しての解釈の違いであったりとか、葛城市は、市長に命令するものはないということで、命令簿自体が存在をしないという解釈でございまして、他の自治体に関しましても出張命令簿というものは存在しなくて、その手控えみたいなものがあるんだというふうに聞いてます。命令簿そのものがあるわけではなく、どこに行ったかということ記録しておく、そういうものが存在をするということでございます。

ただ、いろいろと白石委員おっしゃるように、市民が、市長がどこでどういう方々と会って、どんな仕事をしてるのかということが簡易でもわかるように、今後、どこに出張に行つて、どういう方々とお会いをしているのかということが、それをきちっと条例で定めるのがいいことなのか、ただ条例でいうと、最高責任者がそれを許可するという形はおかしいということでございますので、控えのようなものを添付させていただくというようなことを前向きに検討させていただくというふうに思っております。

**西井委員長** 今、市長の答弁あったように、今後また、当委員会でもこの話が出てきたという機会です。出張される場合には、自分で自分を命令するというのはおかしいから、何なりと明らかになる形の中で改善を内部の方でお願いしたいと、私からも思いますので、よろしくお願いします。

白石委員。

**白石委員** 危機管理とかそんなのはもうないの。公務災害とか、そんな問題ないの。そんな大阪で誰もおらんかってやで……。

**西井委員長** その答弁、済みません、抜けてました。危機管理についての答弁をお願いします。

市長。

**山下市長** 危機管理につきましては、副市長や、また担当部長がいてくださってます。大阪、京都にいる場合は、連絡を受けて、その状況によって戻ってきて指揮をとるといようなこともあり得るかなと思います。そうですね、今から7年前ぐらいだったと思いますけれども、九州熊本に2泊3日出張に行ったときに、ホテルにチェックインまではいたしましたけれども、当時の副市長の方から、台風が近畿地方を直撃するという連絡を受けましたので、急遽ホテルをキャンセルして、飛行機でこちらの方に戻って市役所に入ったといようなことは覚えております。そのときそのときの状況で、できること、できないことといようなことはあろうか

と思いますけれども、しっかり副市長等と連絡を密にとりながら、そのときそのときの状況に応じて対応してまいりたいというふうに思っております。

私の、自分が1人でということをございます。このことにつきましては、それこそ自分の健康も含めて、しっかりと管理をしていくということとともに、できるだけ疑念を持たれないようにということも含めて、職員等とも行動をとるにするとか、いろいろと考えてまいりたいというふうに考えております。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 大阪並びに京都について、あるいはそれ以外のところを含めて、やっぱり自動車の使用簿だけでは、結果的に、誰と、何のために会ってるかもさっぱりわからない、こういう状況であると。公務であるかどうかもわからない。しかし、市長が行くところ、皆公務になっちゃう。ここにおられる議員さんとも一緒に大阪に行っておられます。これもやっぱり公務やったんかということにもなるわけで。だから、やはりきちっと、実際にどういう用件で、どこで、どのような打ち合わせをする、あるいは会議に出席するということをやったり明確にしておかないと、これはもう地方公共団体、当然国も含めて、法に基づいて仕事をしているわけですから、そこはきちっと法の規定に基づいて、やはり公務は公務としての根拠を与えて出張するというのをしなければ、これは国民、市民の負託に応える、法治国家における行政とは言えないということを強く言っておきたい、このように思います。

しかし、この出張先を見てもみますと、いろいろありましたけれども、不思議なのは、平成27年度奈良県庁へ行ってるのが1回もないね。公用車使用簿には1回も載ってない。奈良県庁には陳情に行ったという状況が見当たらない。まあまあこれは質問してるわけじゃないですから。また、随行員でも、私は最低1人は必要だというふうに思うけれども、青年市長会であったり、ワールドマスターズゲーム、こういう交流会、あるいは懇親会、総会、こんなときには、やはり複数の随行員を連れて、また、女子の職員も一緒に行って、その運営や司会に、そういう職務に充てられているわけですね。私は、これはおかしいと思う。本来の職員の職務ではない、このように思います。ですから、その点も、随行員は私は1人必要だと思う。大阪、京都、誰もいない。もし市民の生命や財産を守る責務がある市長が、事故があった場合どうするんだと。公務災害を証明するのにどうするんだと、こういう問題だって出てくるわけですからね。そこはきちっと、職員の健康や超過勤務手当も気にせないかんですけども、そこは市長としての立場をきちっと確保しなきゃならないというふうに思いますね。

ちょっと長くなりましたけれども、私自身は、この277万7,000円の支出が、本当に市長の担当事務、市民の福祉の向上に資する事務、こういうことからして、やはり私は大いに問題があるということを述べて、この質疑を終わっておきたい、このように思います。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんでしょうか。

副委員長。

**増田副委員長** 1点だけ、ちょっとお尋ねをいたします。37ページ、一般管理費、この項目の中でお尋ねをしますけれども、1款報酬費、嘱託職の報酬費ということで上げられております。それから、2款で給与、一般職の給与、それから、次のページ、7款賃金。これは職員さんの

給与と、それから嘱託職員さんの給与と、それから臨時雇用、要するにアルバイト雇用、この3種類、給与としては3種類あるというふうに解釈をいたしますけれども、それぞれの単価、これは失礼な表現ですけれども、職員の平均給与ですね。それから嘱託職員さんの平均給与、それから臨時雇用、アルバイトの平均賃金、この辺わかりますかね。

**西井委員長** 答弁に時間がかかりますか。いけますか。

吉川課長。

**吉川人事課長** 人事課の吉川でございます。

済みません。一般管理費という面の中での平均給与等は、ちょっと手元に資料がございませんのでお答えできませんけども、全職種の平均給料は30万2,400円、手当も合わせました平均給与額、これにつきましては39万4,654円ということで、これは平成27年の地方公務員給与実態調査の方で報告している数字でございます。

今おっしゃいました嘱託の平均というのが、それは手元に資料がございません。申しわけございません。賃金に関しましても、平均というものは持っておらないんですけども、単価を申し上げますと、事務職の時間単価は1時間当たり780円、それから、それぞれ職種ごとに単価を設定しております。保育士でありますと、担任を持つ場合は1,200円、担任以外の場合は1,150円、それから、保育所勤務以外の保育士、これにつきましては940円、それから児童厚生員、学童保育指導員に関しましても940円、それから看護師は1,250円、栄養士は980円、管理栄養士につきましては1,100円、それから介護支援専門員につきましては1,250円、保育所の調理員は830円、発達相談員は4,170円、保健師は1,300円、それから、情報センターの業務は860円、自動車の運転業務で普通車の場合は950円、大型の場合は1,000円、それから、スクールカウンセラーの職は4,170円、臨床心理士は3,130円、サポートルームの指導員は1,300円、学校の非常勤講師は2,550円、幼稚園の講師、それから児童支援の補助員は1,050円、図書館の司書は830円等と規定しております。

**西井委員長** 副委員長。

**増田副委員長** これ、比較したいんですよね。というのは、財源、市の負担の大部分を占めるコストが人件費かなど。これが悪いと言ってるんじゃないんですよ。先日、市民サービスカーというものを導入されて、市民窓口業務をコスト軽減するというふうには余り表現されていないんですけども、市民の利便性というものを重視されるというふうに私は解釈したんですけども。私は、逆に市の財政負担、要するに職員さんの窓口負担の軽減も含めて、そういうコンビニでの発行であったり、正職員さんが市民窓口課で住民票を発行されるとか、そういうコストをコンビニの、幾らでしたっけ、123円のコストで安く事務費を、今後のそういう事務費を軽減する、市民にとっても利便性が向上する、こういう目的でやられてるのかなというふうに感じました。それがまず1つですね。

2つ目は、先日スポーツセンターの嘱託職員さんが退職されて、アルバイトに変わったと。あのときも、私、比較したかったんですけども、200万円マイナスで、49万円プラスやと。これをそのまま比較すると、嘱託さんを省いてアルバイト化したら、それだけ安くなるのかと。極端な例ですよ。今、お聞きすると平均で1,000円かな、アルバイトの1時間当たり。

職員さんが働く月額、先ほど39万円と言われましたけども、何時間大体働いていただいて、アルバイトをそれに変えるとどのぐらいになるのかなという計算をしたら、39万円対アルバイトの比較ができると思うんです。

100%アルバイト化というのは、これはもう無理やと思うんですけれども、当然アルバイト化をする、もしくは嘱託職員化するというふうにシフトする時期がこれからどんどんやってくる、もしくは外部委託をするふうになってくるかと。その効果を私はここでちょっと試算したかったんですけれども、今後のために、一度その月額比較というものをさせていただいたらどうかなと思います。

それから、嘱託さんは、ずっと顔ぶれを見てますと、元部長さんとか、非常に先ほどのご質問にもあったように、経験豊富な方で、職員さんのアドバイスのできる片腕になるような、そういう価値、失礼な表現ですけども、嘱託職員さんはそれなりに十分能力発揮をさせていただいてというふうには十分承知はしてますけれども。それとて、十分そのようなポストを、そういうふうな場所にそういう嘱託職員さんがおられるということが前提になってくるんですけども。一般会社ですと、悪い表現ですけども、窓際とかリストラとか、邪魔になるからもうちょっと横へよけて、そこで時間を稼いだらええわと、こういう嘱託職員の使い方をしてる会社もあるように聞いてます。

市役所、市としては、そういう嘱託職員さんの利用といったら失礼ですね、指導の、職場のポジションとしては、十分その人の能力発揮ができるような、そういうポストについていただいて、その価値を十分発揮していただくような、こういう運用をやっていただくべきかなというふうに思うんですけども、いかがでございますか。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** そうですね、葛城市全体での事業、事務事業も含めてですけども、おおむね、基礎自治体の事業というのは1,500ぐらいあるというふうに言われてます。その中で法定受託事務であったりとか、法を根拠に公務員でなければならない仕事というものも存在をいたします。今回、嘱託職員、それと移動市役所、市民サービスカーとか、いろいろと言及をさせていただいておりますけれども、確かに職員をたくさん雇うと、それだけの今後の投資という形にもなりますし、負担増という形にもなりますから、それをどうしていくのかということを考えていくというのはすごく大事なことだと思います。

先ほどの議論の中での建物の維持管理というのもそうですけれども、市民にとりましては、建物とサービスはどっちが大事やというと、サービスが大事ということですね。どんなサービスを受けられるかということと建物は、今まではイコールでしたけれども、それが機能分化、市役所機能を分化させることによって、いろんな場所でサービスを受けられるようにしていく、それがコンビニ収納であったりとか、今度10月1日から始まりますコンビニでの発行とか、また移動市役所、またゆうあいとか寺口とか忍海とかの集会所で発行しているような、機能を分化して、分けて、住民のサービスの向上をさせるということを考えていきたい。その中で、施設をどれだけ減らしていけるのかということを考えていくのが、今後の向きだと私は考えていかなければならない、ライフサイクルコストをいかように抑えていくのかと

いうことを考えていく、これが大事だろうというふうに思ってます。

職員以外の担い手の考え方としては、委託という考え方とアルバイト、それと嘱託職員、今のところ大きく3つぐらいの考え方があります。数年前に、我々はちょっと委託をしたいということをお願いしたこともあったんですけども、なかなかこちらの説明がうまくいかずに、議員の皆さん方の中で異論が出て、結局委託に至らずということも実際ございました。

アルバイト職員は、単価が安いということもありますけれども、ただし、3年で終了しなければならない、臨時的に雇用する臨時雇用ですから、3年をめぐるということで、それ以上雇用し続けると、雇用の期待権というものが生じてまいります。うちも裁判等、問題があったこともございますけれども、雇用の期待というのが出てきて、それならば正式に採用してほしいという期待権が出てくるということになるので、臨時雇用の場合は3年をめぐるという形になります。

ただ、専門性の高い職場、保育所、幼稚園教諭等々の場合ですと、3年でかわられると、なかなか次の人を雇っていくということが難しい場合が出てまいります。そういう特別な技能を持っておられる職の方に限って嘱託職員という道を設けて、その方々を嘱託職員という立場で従事をしていただけるようにしていく。

それと、再任用制度というものが始まりまして、また、それから年金をいただけるまでの期間というところで嘱託職というものを設けさせていただいて、再任用期間と残り嘱託という形で貢献をしていただいているOBの方々というのもいらっしゃいますし、もう一つは、先ほど川村委員の議論の中にも出てまいりましたけれども、夜間受付とかの嘱託の場合は、実は他の市町村では、これをガードマンであったりとか、そういう方々に仕事を振られている市町村があるわけですが、そうすると、葛城市の場合は、死亡したときに、その死亡通知の戸籍をさわっていかなければならない。そうすると、職員でなければならないということになります。その関係上、嘱託職員という形でないとは雇えないということで、嘱託職員を雇用させていただいておるという形になります。

いずれにせよ、限られた財源の中で、どうやってその仕事を遂行していくのか。1,500ある事務事業、さまざまな事業の中で、どれだけの事業を職員が担当し、嘱託にお任せをし、アルバイトでお任せをし、委託にできるのかということ、副委員長のおっしゃるようになり仕分けをして、できるだけ将来的な負担を低くしていく試算をやったりやっていくべきだろうというふうに考えております。

**西井委員長** 副委員長。

**増田副委員長** ありがとうございます。私がおっしゃるような感じで、今、市長がおっしゃられた、通じるころがでございます。

まず、今、その事務に必要な量というんですか、仕事量、これに対して職員がやらなければならない事務量、それから嘱託職員さんでやってもらう事務量、それからアルバイトでやっていただける可能な事務量、その辺の精査を、これは大変な難しい試算かとは思いますが、先ほど申し上げましたように、ハードとソフトの、ソフトの部分の人件費という、一番大きなコストの部分でございますので、将来的な財政対策という面から見ても、綿密な

適正人員の計画を立てていただきたいなというふうに思います。

私、前回の市民サービスカーの導入のところでもちょっと言いたかったんですけども、市民サービスという言葉どおり、市民サービス向上ということで導入されたというふうにご説明ございました。その中で、今言ってるような、将来的にはそういうふうなことをして庁舎の窓口業務の人員を減少して、結果的にはコスト軽減を、コンビニで処理することによって負担も軽くなるよというところの落としどころの話がなかったので、そこまで計画、次の市民向けにはこういう問題、それから市財政にとってはこういうメリットというものを両方出していただけたらありがたかったかなというふうに思います。

今後とも、この3つの職種、職員さんと嘱託さん、アルバイトの適正運用によって、よろしくお願いを申し上げておきたいと思います。ありがとうございました。

**西井委員長** ここで暫時休憩いたしたいと思います。

休 憩 午後2時28分

再 開 午後2時40分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

ほかに質問はございませんでしょうか。

朝岡委員。

**朝岡委員** 時間も予定どおりの時間から少しオーバーしているようでございますので、できるだけ簡単にご議論いただきたいと思いますが、まず、1つ1つ質問するのではなくて、46ページから11節11目防災無線行政管理費ということで、防災行政の事業の内容について各費目を支出いただいております。この中で、今回の平成27年度の防災行政無線の新規台数を64台設置したというのが説明書きにございます。災害に強いまちづくりということで、このように事業を行っていただいておりますが、昨今、降雨災害、風水害、また地震も、大変台風の影響等で東北地方、また北海道、そして九州と、今年度につきましては非常に各地で想定外の雨量、またさまざまな災害が起きて、大変被災をされている地域が多いということで、このように決算委員会をさせていただいておりますが、今、台風15号ですか、16号ですか、非常に大型の台風が近畿地方に接近しつつあるということで、この週末、市民体育祭等も行われる予定もしておりますので、非常に心配なところでございますが。

このような中で、先ほど来、白石委員の方から危機管理のこともお尋ねでございましたが、また内野議員もよくご質問される被災者支援システム、これについての現状というか、どのような情勢のもとで構築をされていっておられるのか、少しお聞きしたい。この被災者支援システムというのは、全職員さんがこのシステムの状況をよく把握した上で、いざというときは非常に役に立つシステムだということで、全国的に取り入れられている。特に災害があった神戸市、また、県内では平群町なんかは非常に先進的な取り組みをされている。住民の安心安全という意味で、行政がなすべき立場ということを明確に、このシステム化をされているということをお聞き及んでございまして、この防災行政事業にかかわって、今現状、この取り組みについてのご見解を求めておきたいと思います。

また、平成28年度の予算では、いよいよ市長の方から、長年この件については課題でござ

いました防災無線の全市統一ということで、これは本市、今回、この平成28年度の事業でございます。この防災行政に携わる事業でございますので、今の進捗状況を少しお尋ねしておきたい、このように思います。それが1点。

もう一つは、次のページの47ページから48ページ、これは新規事業でございます。国の補正予算で100%事業ということで、地域住民生活等緊急支援交付金事業ということで、これは主要な施策の成果に関する報告書では、12ページから13ページに、マイナンバーの件であるとか、人口総合ビジョンの計画、また、前の年度から試験的にやっておられました健康支援や買い物支援、バウチャー制度構築、また、相撲観光創造事業、このようなそれぞれの事業内容について、平成27年度、経費を使ってこのような対応をされたということは、13ページに記載をいただいておりますが、全部が全部ご説明は要らないと思いますが、特に買い物支援なり健康支援のその後の状況、また、バウチャー制度を調査して、今後どう生かしていくのか、相撲観光創造事業の委託料でどのような事業を行うのかというようなことを。

それと、もしわかっている範囲で、プレミアム振興券、これについてはたしか30%のプレミアムだったかな、南部振興ということで、本来20%のところを30%。その発行状況とか、これは商工会が主催をされたということですから、どの程度まで把握されてるかわかりませんが、その回収状況とか、どのような効果が出たのかというようなこともあわせてお聞きをしておきたいと思います。

また、48ページの13目では、これはまた8,800万円、地方創生加速化交付金、これについては平成27年度で受けて、平成28年度、今年度に全額繰越しをされている。その中で、この説明書きには、さまざま、この繰越明許の内容が記載されておりますが、特に新規事業として、今、24号線沿いで施設を建築いただいている母親雇用、ママスクエアということで、これについての状況はどのような状況なのかということも。

また、それぞれ、今申し上げました先ほどの緊急支援交付金についても、地方創生にしても、大事なことは民間の活力、民間との協働、そして、また市民との協働、このような観点で、非常に先進的な各事業だと思います。それぞれ参画状況については、民間活力をどのように生かしておられるかということもご答弁の中に入れていただければ、このように思います。どうぞよろしく申し上げます。

**西井委員長** 門口課長。

**門口生活安全課長** 生活安全課の門口でございます。よろしく申し上げます。

初めにですが、委員の方から質問のあった被災者の支援システムについてでございます。本市における被災者支援システムでございますが、何回も委員会また本会議の中でも質問等があったものでございます。既に、情報推進課協力のもとにおきまして、バージョン7のシステムを導入しております。このシステムにつきましては、住民基本台帳データと連動して最新のデータとしましてバックアップをとっていただいております。震災の際には、最新である直近のデータを反映されることが可能となっている次第でございます。

その中で、ご質問のありました、どういうふうなことができるのかということもたびたびあったわけでございますが、罹災証明として使うこともできるということで、その中で、税

務課の持っている家屋台帳との連携について、これを今、情報推進課、また税務課との調整を行いまして、家屋所有者と実際の居住者が異なる場合がございます。1人の方が幾つもの家屋を所有している場合とかもでございます。そのデータを載せるに際してのすり合わせを行っております。また、福祉の関係で、要援護者台帳につきましても、社会福祉課、また長寿福祉課との連携のもとにおきまして、今ありますエクセルのデータを更新してございまして、台帳でのデータ打ち出しが可能となっている次第でございます。

現在、災害発生のための準備行為としまして、避難場所の登録、災害時要援護者台帳の抽出、家屋データの抽出、その中でも、ほとんどでき上がっておりますが、その帳票の打ち出しが現行バージョン7のその様式でいいのかどうか、担当者レベルでの打ち合わせを行っております。

また、改善面が必要な箇所につきましては、先ほど委員の方より質問がありました、平群町の方へ8月29日に視察に行ったわけでございます。担当者より事前に質問また当日の質疑の中で、一部の機能を除き、葛城市の現システムの稼働状況と大きな差はないと聞いている次第でございます。

システムのデータの取り込みにつきましても、葛城市では自前でツール等を作成し、データ整備を行っていますが、平群町ではシステムベンダーに委託して作成したツールを利用してデータの取り込みを行っているという話も聞いております。今後、住基データ、家屋データ、要援護者データの取り込み等につきましても、また、関係機関で協議を行いながら、逐次更新をすぐにできるように努めていきたいと、そういう所存でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

それと、葛城市の防災行政無線のデジタル化につきましてご質問があったと思います。その進捗状況でございますが、ただいま近畿総合通信局の方へ、今の現況の方向性を打診しております。その方向性でございますが、電波の方ですが、3局から4局いただきたいという話をしております。それと、拡声子局の方ですが、必要に応じた子局、14カ所を考えておりますが、その箇所を申請しております。まだ、内諾の方はいただいてない次第でございますが、また、委託している業者の方から逐次連絡があると聞いております。また、12月議会におきましては、このデジタル化の工事についての議決をお願いしたいと思いますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

簡単ではございますが、以上でございます。よろしくお願ひします。

**西井委員長** 西川課長。

**西川長寿福祉課長** 長寿福祉課の西川でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、買い物支援事業委託料についてでございます。地域住民生活等緊急支援交付金事業において、買い物支援には311人のモニター登録がありました。利用者につきましては延べ59人でした。拠点に来てのお買い物ということで、重たいものやかさばるものの購入に利用される方がおられました。

今後は、利用者の選択肢を広げることを検討していく必要があり、買い物支援ということだけを考えますと、9月から試験的に市民サービスカーとともに、買い物の移動販売車を金

曜の午前中に運行しておりますが、今後、市民のニーズをかんがみ、どのように展開していくのか見きわめていきたいと考えております。

引き続きまして、介護バウチャーシステム策定実証事業委託料でございます。こちらは、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域で住民が生きがいを出せる仕組みづくりができるまちを目指すため、平成27年度は実証実験を行いました。まず、生活支援サービスについて、おたがいさまサポートハウスの運営により、寺口地区をモデル地域としてニーズ調査を行いました。アンケート調査結果を踏まえまして、公民館に出向いてもらう拠点型の高齢者見守りの取り組みを行うということで、そのお世話をしてくださる方に対して、れんカードを配布し、タブレットを使ってポイントを付与、管理をするという仕組みをつくりました。サポーター数は延べ17名、参加者は19名でございました。

今後につきましては、介護予防リーダー養成講座をただいま行ってございまして、終了後の活動に対しボランティアポイントを付与、また、本補正予算で審査いただいております生活支援応援サポーターを養成後、活動に際し、またポイントをバウチャー制度を活用して付与、管理をしていきたいと考えております。

以上でございます。

**西井委員長** 西川課長。

**西川健康増進課長** 健康増進課の西川でございます。よろしくお願ひいたします。

健康支援事業、これにつきましては体組成、体組成というのは、体重、内臓脂肪レベル、体脂肪率をはかるもので、また、それ以外に歩数、血圧、体温などのデータを活動量計に蓄積し、各種の健康状態を管理するものでございます。場所としましては、ゆうあい、寺口公民館、忍海集会所で実施してございまして、モニター数583人、また利用者数7,023人となっております。

この活動量計を利用しまして、歩数カウントにより歩行カロリー計算、体の揺れを感じとって活動カロリー計算、また、家事、デスクワーク活動による生活活動カロリー計算が得られることとなっております。また、脂肪燃焼量として、身長、体重及び測定した活動カロリーによって自動的に算出されるものでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 岸本課長。

**岸本商工観光課長** 商工観光課の岸本でございます。

まず、相撲観光創造事業についてご説明申し上げます。こちらの事業につきましては、平成28年2月28日に新庄文化会館、屋敷山公園、相撲館はや座の3会場におきまして「すもうサミット2016 in 葛城」を開催いたしました。3つの会場の実施内容につきましては、新庄文化会館におきましては、西岩親方による講演、パネルディスカッションや横綱白鵬関、相撲館名誉館長の河内家菊水丸さんの対談等を行いました。また、展示室では、3横綱の貴重な展示品の展示を行いました。

屋敷山公園ではちゃんこの販売などのお好みフェアや、各参加自治体のPRブース、こち

らにつきましては、葛城市、桜井市、香芝市、島根県飯南町、兵庫県たつの市の出展がございました。また、体育館におきまして、子どもが楽しめる大型エア遊具やモンゴルの伝統的な移動式住居のゲルを設置いたしました。

相撲館けはや座では、葛城市、桜井市、兵庫県たつの市の相撲甚句の皆さんによります甚句の披露や初っ切りの披露、それと「なりきり力士しり相撲大会」と題しました大会を実施いたしました。

また、本サミットの最後には、相撲発祥にゆかりのある4市、葛城市、香芝市、桜井市、兵庫県たつの市の市長によります共同宣言を行い、今後の連携を宣言いたしました。また、ここには荒井知事もご参加いただきました。

また、相撲観光創造事業といたしましては、これ以外に、香芝市、桜井市と一緒にいたしましたPR映像の作成や相撲の雑誌の作成を行っております。

以上が、相撲観光創造事業でございます。

続きまして、プレミアム商品券についてご説明いたします。こちらの商品券につきましては、先ほど委員おっしゃられましたように、プレミアム率30%、1冊1万3,000円のを1万7,000冊、総額2億2,100万円を発行いたしました。5月より取扱店の募集を開始しまして、7月5日から25日にかけて購入の契約受け付けをいたしました。取扱いの店舗数は、最終的には184店舗となりました。また、予約状況につきましては、応募総数が1万157通、4万5,373冊となりまして、コンピューターにより無作為の抽選を7月31日に行いました。結果、3,772名の方が当選となり、当選率は37.14%となりました。その後、8月7日から11日までの間で商品券の引きかえを行いました。最終利用された金額は2億2,057万9,000円になりまして、未使用が42万1,000円、利用率は99.81%となりました。

以上でございます。

**西井委員長** 本田総合政策企画監。

**本田総合政策企画監** 総合政策企画監の本田でございます。

ただいま朝岡委員の方からご質問ございました、13目地方創生加速化交付金事業費のうち母親雇用支援事業の状況についてご説明させていただきたいと思っております。

先ほど、委員ご指摘のとおり、こちらの予算につきましては、全額、平成28年度の方に繰越しさせていただいておりますけれども、それを受けまして、今年4月に入りまして、一般型の公募、プロポーザル方式におきまして、受託事業者を募集させていただきましたところ、株式会社ママスクエア1社が提案がございまして、その提案内容について審査したところ、適正であると認められましたので、株式会社ママスクエアと契約を結ばさせていただいております。

契約の締結を踏まえまして、事業者と実施場所について、いろいろ面積を持ったような場所等を調べた上で、調査しましたところ、委員もご承知のとおり、北花内にごございます旧仏壇屋のところをママスクエアの店舗として、今改修等を進めさせていただいてるところでございます。現在のところ、9月30日にオープニングセレモニーという形でさせていただく予定で、今調整を進めさせていただいているところでございます。

この9月末のオープンに向けまして、その方の調整というものも現在進めさせていただいてるところでございまして、健康増進課等で行っております1歳半であるとか3歳半健診でお越しになっているお母さん方等に、チラシとかをまきながら募集をかけさせていただきまして、9月5日にお母さま方の説明会というものを一度開催させていただいております、それを受けまして、9月8日、9月13日、昨日ですね、面接会といったようなものをさせていただいております、8日と13日両日合わせて58名の方から、今、募集に来ていただいております、その中で、その後もいろいろ電話等で、こういったところで働きたいんですけどというお電話を多数受けております、市内でもかなりお母さま方からの要望が強いのかなというふうに受けとめているところございまして、今後はやはり採用予定の方の研修等も行いながら、オープンに向けての準備を着々と進めていきたいというふうに考えているところでございます。

民間活力のところをちょっと言い忘れておりましたので、述べさせていただきますけれども、今回、今年度の事業につきましては、あくまでモデルの構築ということで、1年間の運用を委託するものではございますけれども、事業者とお話をしておりますのは、まずは初年度の、市としてはモデルの構築の費用ということで、来年度以降につきましては、事業者の事業運営による利益で、例えば、場所の賃料であるとか、お母さま方からの給料、そういったもろもろの施設の運営費、そういったものをお支払いいただくことで、自主的に運営されるというもので考えておまして、行政の力には頼らず、民間だけでこういった施設の運営を賄っていただけるものというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

**西井委員長 朝岡委員。**

**朝岡委員** 各当該部局から詳しくご説明をいただきました。ありがとうございます。

被災者支援システムバージョン7ということで、さまざま、住基を基本にするデータで、そういうのをバックアップし、家屋についても居住者の違う場合もあるので、さまざま、被災証明の発行、こうしたところにも、しっかりとこのシステム構築に向けて進んでますと、こういうご答弁でございました。

平群町さん、私もまだ行かせてはいただいてませんが、非常に県内ではこのシステムの構築をより早くつくられて、いろいろと各全国の市町村がこの内容について視察に来られているということも聞き及んでございますので、当然、葛城市も、今おっしゃってるように、市独自でツールをつくって取り組んでいるというご答弁もございましたので、この被災者支援システムは、全職員さんがしっかりと使えるように、システムでさまざまな災害に、市民のさまざまなお問い合わせなり、市民のそういう被災を受けた後の迅速な行政としての取り組みが、このシステムによって、要援護者なり、被災をされた方に対してスムーズに、リアルタイムにシステムが活用できるように、研修その他もろもろを今後も進めていただきたい、このように思います。

デジタル無線については、今、12月議会でもたまたま、この工事費なり、そういうのを委託業者の方からまた提案があるということで、順調に進んでいるということですね。期待をいたし

ております。

この件については再質問いたしません、それぞれ今、住民生活の交付金事業、また、地方創生の加速化交付金、ママスクエアの件、これをおっしゃっていただきました。各買い物支援、そしてまた健康支援、それについてはそれぞれの集会所並びに場所にモニターを登録されて、利用者のお話もございました。それぞれ、各事業については、民間の活力を生かしておられるということは、以前から市長の方からもお聞きしております。民間との協働ということでも、非常に先進的な取り組みであるということでも高く評価をいたしておるところでございますけれども、バウチャー制度についても、このタブレットを使ってポイントを付与するというので、このポイントの使い方というのは、ためたポイントをどのようにこれから使っていくのかというのはご答弁なかったようでございますので、それについてもお聞かせをいただきたいと思っております。

それと、相撲観光、これについては、一般質問でもいろいろと、特にサミットの内容ということよりも、この啓発ということで、雑誌の作成等々で、先ほどママスクエアの件もおっしゃいましたが、プロポーザル、そしてまたそれが1社であって、内部でその内容について精査して、事業者として運用したと、こういうようなお話もございました。

先般の一般質問でも、京都の出張にあわせて、この件が非常にご指摘をされていたようなのでございますけれども、どのような経過で、このPR、啓発の雑誌の業者が決まったかというのを改めてここで聞かせをいただきたい、このように思います。

このママスクエアについては、この58人の面接をされたということは、予想していたぐらいの人数なのか、非常に予想していた以上に反響があったというふうに、そのような評価をされているのかわかりませんが、この数を見るだけにおきまして、新しい事業の割にはたくさん応募があったと。それほどお母さん方の、今の立場といいますか、働くところがあって、子どもさんを見てもらえて、単純作業ではあるけれども、一定の賃金を生活の糧にできるという、非常にすぐれた事業であると、こういうふうに思いますし、また、これも民間が当然参入することによって、先ほど企画監にご答弁いただきました、今後はその運用についてはママスクエアさんがこれからやり続けていく、こういうための今、モデル運用やと、こういうことでございました。

市民にとって、非常に画期的な事業だと思いますし、先ほど来、転入やとか、市外からの移住者やとかいう話もありましたけれども、ある意味では、こういう働く場所があるというところは、葛城市にとっても、行政がそういうことを旗振り役をしているということは、非常に大事なことであると思います。これに限らず、このような、特に今回の場合は交付金100%で国の補助を受けての事業ということでございますので、財源はともかくとして、こういった画期的といいますか、先進的な、またそういう多くの市民が望んでいる事業について、これからも展開をしていただきたい、このように思いますが、今、2点ほどちょっと再質問させていただいた件だけ、ご答弁をお願いいたしたいと思っております。

**西井委員長** 西川課長。

**西川長寿福祉課長** 還元については、お一人上限5,000ポイントと考えております。その還元のもの

については、現金か市の特産物、また追ってオープンします道の駅での取扱いのもの等を検討して、今年度制度の確立を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

**西井委員長** 岸本課長。

**岸本商工観光課長** 相撲観光創造事業の委託の内容につきましてでございます。こちらにつきましては公募型のプロポーザルにより実施をいたしました。委託の内容につきましては、サミットの開催、それと相撲情報誌の作成、またPR映像の作成のこの3つでございます。

委託の公募等につきましては、まず11月20日に公募を行いました。12月7日に参加表明証を提出していただき、12月11日に企画提案書を提出、12月15日に書類審査を行いまして、12月18日に第2次審査ということでプレゼンテーション及びヒアリングを行い、12月21日に契約をしております。委託の業者につきましては、株式会社カドカワでございました。また、プロポーザルにつきましては、株式会社カドカワ1社の参加でございましたが、別途問い合わせとしてほかに1社からの問い合わせはございました。最終委託期間は平成28年3月24日までということになっております。

以上でございます。

**西井委員長** 本田総合政策企画監。

**本田総合政策企画監** 先ほどの朝岡委員からの、この58名が面接したことに対する受けとめというところだと思いますけれども、原課とお話をしていますと、やはり想像以上に反響が大きかったかなというのが担当としての所感ではございます。やはり、ママスクエアという企業自体が、これまで首都圏を中心に企業展開しているようなところでございまして、葛城市のような地方都市に対して展開するというのも初めての中で、雇用の問い合わせがあるのか、いろいろどうなるかというところを見守っていたところではありますけれども、今回、そのママスクエア自体が最終的に市内の方、40名から60名程度の雇用ができればというようなキャパシティで、今施設を改修しておりますので、そういった意味で58名の応募が既にあるということにつきましては、十分多くの方から応募をいただいておりますかなというふうに思っております。

以上です。

**西井委員長** 朝岡委員。

**朝岡委員** それぞれ、再質問に対して明確にご答弁をいただきました。

5,000ポイントが上限で、お金を渡すか、特産品を渡すか、道の駅で何か提供するものがあったら渡す、こういうことですね。よくこれからご検討いただいて、さらに、物だけではなくて、何か活動に使えるようにするというのも、1つの方法かなと思います。この辺のところは、しっかりまたご協議を願いたいと思います。

相撲サミットのプロポーザルについては、しっかりと公募をし、参加表明をしてきた業者が来て、その審査をして、二次試験までして、ヒアリングをして、最終的には株式会社カドカワさんが委託を受けたと、こういうことですね。いろいろ一般質問ではお話がございましたが、今のご答弁を聞いていると何ら問題はないということでございます。

ママスクエアさんも同様、このように、反響以上に58人の応募があるということでございます。子どもさんの上限はどの程度までなのか、1歳半とか1歳ね。なかなかいろいろな意見があるんです。1歳未満のお母さん方がどうなのかとか、いろいろと多分、私以上に当該事務局にはご連絡はいただいていると思いますが、その辺も含めて、また民間の事業主としてしっかりまた協議をして、より以上にこの事業も、今後も市民のご意見を反映するように努力をいただきたいと、このように思います。

以上でございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんでしょうか。

岡本委員。

**岡本委員** それでは、38ページ、一般管理費でございます。9目9節旅費、277万7,000円、これの内訳、旅費も私も以前から調べとるわけですが、毎年金額的に上がっておるということで、どういうことで上がっているのかという形の中で、恐らくこの予算については、市長、副市長から総務、人事、一般職の方の旅費であるというふうに思いますので、それぞれ市長、副市長、一般職と随行者ぐらいに分けて、どのぐらいの執行をされているのかということをお聞きしたい。

それから、次に交際費、155万4,990円の予算に対して10円だけ余っておるというようなことで、きちっとされてるわけですが、去年も川村議員が聞かれてましたけども、中身、ほとんどがご祝儀というか、大会に出られたときのそれが大半やと。私がちよっと聞かせていただいて、官公庁に行ったときに食事もされるやろう。その分のお金のことを聞いたら、割り勘ですというふうに市長がおっしゃった。本当に今言われた155万4,000円の中で、どういふところに使われているのかを教えてくださいというふうに思います。

もう1点、有料道路使用料、これはほとんど県外、県内には西名阪、南阪奈があるわけですが、県外やけども、これもかなり金額がふえてきておる。そんな中で、細部までは結構ですが、大体大阪方面幾ら、例えば、東京までは行かへんやけども、どこに幾らぐらいは教えてほしいというふうに思います。

**西井委員長** 吉川課長。

**吉川人事課長** 人事課の吉川でございます。

まず、ご質問の旅費の内訳でございます。277万7,887円の支出の内訳でございますけども、特別職の旅費といたしまして116万8,553円、これが市長に係る部分は109万3,113円、副市長に係ります分が7万5,440円でございます。市長の随行旅費でございますが、これにつきましては112万2,840円の支出をしております。それ以外といたしまして、研修旅費、これが42万8,270円、その他の職員の出張旅費に関しましては5万8,224円ということになっております。

次に、交際費でございますが、交際費の155万4,990円の内訳でございます。まず、祝儀等でございますが42万円、それから激励金に関しましては57万円、賛助会費等に関しましては34万9,270円、慶弔費に関しましては7万2,760円、その他で14万2,960円という内訳になっておまして、この中でそういう食料費に係る部分の支出はございません。

それから、有料道路の使用料でございますけども、支出額が35万2,268円ということで、前年に比べましても、ほぼ同額ということでございます。市長の出張に関しましては、なるべく公用車で行ける範囲は公用車で伺っていただいているということでございまして、ここ最近交通事情もよくなりまして、京都とか行くことも時間的に短くなりましたので、そういう面で有料道路の使用料がふえているという部分はあると思います。

以上でございます。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、課長の方から説明いただいたわけでございます。参考までに言いますと、平成19年、このときには予算が228万円になっている。執行が157万円ぐらい。これは合併直後の大体旅費ぐらいです。平成21年、ここで220万円、こんなにぼんと上がってきた。それから徐々に170万円台ぐらいになってきてるけども、またこれ、平成25年になってきたら200万円、あるいはまた217万円、今回は270万円というふうにふえてきてる。私は使ったらあかんということやなしに、これだけふえてくるということは、やっぱり市長が熱心に東京の方に陳情に行かれていますと、そういう費用がふえているのではないかなと、私が勝手に思ってるだけかもわかりませんがね。その辺で、やはり節約できるものは節約していかないと、他市のまねをしるというわけじゃないですけど、このご時世、この近隣を見たときに、本当にバランスが合うぐらいの旅費になっているのかなと。一生懸命働いてくれているというのはよくわかりますけど、その辺もひとつどういう考えを持っておられるのか教えてもらいたいと思います。

それと、会計管理者にお聞きしたいんですけど、先ほど出張費についてもいろいろと話が出ていたわけですが、例えば市長以外の副市長、あるいは一般の職員は、出張の精算をするときに、どれだけの書類が会計管理者に回ってきて払えるのかということをお聞きをしたいと思います。

それから、交際費の関係で聞かせていただきました。祝儀、あるいは激励金、あるいは賛助費、慶弔費、その他のところで14万円。このその他のところでは、若干は、この中に食料費が入っているかどうかかわらんけどもということですけど、この交際費についても、平成18年、240万円の予算に対して130万円ぐらいしか執行してないけど、それから平成19年になって200万円に減額をされております、予算上。執行額は120万円ほどです。ずっと平成20年まできて、平成21年で180万円に減額されております。これは近隣の情勢を見ながら、交際費がやかましく言われてきた、その中でどこの市町村も徐々に徐々に減らしてきてる、これが今の実態であると思うんですね。

平成21年の180万円の予算に対して150万円の執行をされている。あるいは、平成22年には150万円に予算の減額されて、140万円から、平成23年から平成25年まで150万円の予算に対して147万円執行されてます。平成26年になって150万円から30万円補正されてる。私は勝手な考えかわかりませんが、この交際費、ほかの節と違いまして、いつでも補正できるというものではないと私は思っております。交際費というのは限度150万円以上は使いませんよ、1つの私は限度やというふうに解釈しておりますけども、平成26年増額されているのと、

平成27年、わずかですけども5万5,000円増額されてる。

これがいいか悪いかということをお私に言う権限もありませんので、その辺の交際費の考え方、それと私の記憶が間違ってるかわかりませんが、平成21年以降から見て、100万円以上の交際費の予算計上してるのが12市で葛城市だけというふうに聞いております。今、私ははっきりわかりませんが、私どもの市の150万円の半分ぐらいが、大体12市の交際費の限度額ではないかと。間違ってたら間違ってると言ってくださったら結構やし。そやから、私は全部削っていけと言わないけども、やっぱりこういう市民の皆さん方が関心を持っておられることについては、減額できるものは減額をしてもらいたいということで話をします。

この有料道路も同じことなんですよ。平成24年までは18万円ぐらい予算、決算17万円ですわ。平成25年に24万円の予算に対して26万1,000円、同じ節の中での流用なので、それはいいと思いますけども、ここで平成25年にふえてきてる、平成26年、予算が36万円に対して35万3,000円、今年、36万円に対して35万4,268円ですか。だから、毎年ふえてきてるわけやね。それはもう頻繁に、やっぱり忙しいから、それは出張しておられるというふうに思いますし、この有料道路についても、市長車だけが使ってるということはない。それはほかの担当の方、使っていると思いますけども、余りにも出張旅費あるいは交際費、考え方、有料道路、こういうことをやっぱり担当課として、どのような形で節約していける方法があるのかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

**西井委員長** 下村会計管理者。

**下村会計管理者** 会計管理者の下村でございます。

ただいまの岡本委員のご質問でございます。出張命令書につけてる書類なんですけども、出張命令書の命令書と復命書、それと旅費の明細をつけてもらって、その中身をチェックいたしまして、支払いをしているところでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 市長職ということの仕事の中身についての相違が、多分大きくあるんだろうなというふうに思っております。この中で、議員さんも含めてですけれども、葛城市内で操業しておられる工場に見学に行って、その中身まで知っておられる方というのはどれだけいらっしゃるのかなというふうに思いますと、余り、私よりもよく知っていらっしゃる方はいらっしゃらないだろうなというふうに思います。

例えば、葛城市内で操業していただいている東洋アルミ、こういう企業に視察に行きますと、中の工場の説明とともに、そこでつくっておられる「クロマシャイン」という塗料の説明であったりとか、「ロータス」という製品の説明であったりというものがあるわけですね。それを使って、いろんな企業にアピールをしておられるということを受けて、葛城市でできることとか、私にできることというのはありませんかというお話をしたときに、いろんな企業、私は例えば東洋アルミにご紹介をしたりもしています。それが普通の市長のすることかどうかということは、私は普通の市長というのはどういう考えかわかりませんが、例えばクラ

ウン・パッケージさんとその製品をご紹介したり、ダイドードリンクコさんとその商品をご紹介したり、そういうことをいろいろとお手伝いをさせていただいたりするわけですね。

その帰結として、東洋アルミの方から「クロマシャイン」という塗料を塗った車、700万円程度のものだったと思いますけれども、これをご寄贈を市に対していただいております。いろいろと民間企業の皆さん方にお知恵をいただいたり、葛城市で操業されたりとか、いろんな方々のご意見を聞いたり、その葛城市長としてご協力させていただくということによって、また葛城市に対してさまざまな利益をもたらさせていただくことができているというふうには思っております。

普通旅費がふえておるんじゃないかなということでもございますけれども、確かに東京に行く回数は、私が市長になってからふえたとは思いますが、しかし、県内の他の自治体と比べて、例えば国土交通省の交付金の交付率がどれだけ上がったのかとか、去年の葛城市の特別交付税、奈良県の中でどれだけの伸び率があったのかとか、そういうところでしっかりと貢献をさせていただいているというふうには思っております。やはり、トップセールスでないとできないことというのはあるでしょうから、そういうところに行かせていただいて、本田総合政策企画監が、今まで葛城市に国のキャリアの職員が常駐をして働いていただくということが今までなかったわけですが、それに来ていただくために、どれだけ頻りに内閣府や総務省に足を運び、来ていただけるように努力をしてきたというようなこともあるかと思っております。給料の面は幾らなのかわからないですけど、ただ、奈良県の中で、この地方創生の5,000万円と8,000万円、合計1億3,000万円、本田総合政策企画監が国の方と交渉してじゃないですけど、採用されるように努力をさせていただいて、奈良県の中で唯一満額をいただいているというようなこともあるわけですね。

原因があって結果があるかと思っております。やはり、種をまかないと芽は出てこないですし、それが花を咲かすことができないというふうには思っております。ただ、先ほどの議論のように、どこに行ってもどんな話をしてきたかということがわかるようにだけは、今後していくべきであろうとは思いますが、ただ、いろんな要望活動や営業活動や、また知見を広める活動があればこそ、お力を貸していただける方がふえてくるんだというふうには、これは確信をしておりますので、ここの普通旅費がふえることを抑えるべきだということに関しては、私は今後も同じようにしっかりと営業活動をさせていただくということしか言えないと。

市長交際費に関しましては、これは祝儀や激励金、これが42万円、57万円と約100万円、3分の2がそういうものでございますから、これを分けて、ほかのところでは計上すれば、実際に市長としての交際費で出ていく分というのは、ほかの市よりも少ない金額なんだろうなというふうには思っておりますので、今まで市になってから、何度もこれを分けるか分けないかという議論は、岡本委員が副市長のときからもあったんだろうとは思いますが、最終的にできなかったところというのはあるので、もう一度検討してまいりたいというふうには思っております。

西井委員長 市長。有料道路については。

山下市長 有料道路に関しても同じ考え方でございます。

西井委員長 よろしいですか。

岡本委員。

岡本委員 市長の方もいろいろ企業等をPRもしてるということで、何も市長が、そんな遊びに行ってるとかまで、そんなことを言ってるのと違います。一生懸命やってくれるのは大変わかっています。補助金もたくさん入ってきてる。そやけど、ある程度節約できる分は節約できへのなかというてお願いをしてるわけで、頭から決めつけて言ってるわけではないので、誤解をせんようにお願いしたいと思います。

それと、会計管理者の今言われたその出張旅費、出張命令、復命書、精算書と、こうなってるわけで、私も余りこれには触れたくはなかった。私も何もよく知っているのかと言われてたらそうでもないけどね、やはりいくら市長であっても、いわゆる最高権者であっても、実際に市長も副市長も、自分の出張伺いは、書かないというような失礼な言い方をしたらいかんけども、その仕事は秘書の仕事やないですか、人事課の仕事と違いますか。職員が書いて事後決裁になるのかわからんけど、普通はそういうふうにやっていくということですのでね。私は今、白石委員のやりとりをされた、そんな中でいいとか悪いとか、そんなことを言うのではなく、やはりもう一度、条例もあるということで、皆さん方がもう一遍見直してやってもらったら一番いいんじゃないかというふうに思います。今はもう答弁も何もないので、あえて言わせてもらいました。余りこう言うと、片方が悪いようになってもいかんから、そんな言い方をしているわけで、きちっとその辺も会計管理者も精査して、責任持って、管理者が払うわけやから、やはりそういうことも含めて、やっぱりきちっとやってもらうようお願いしたいというふうに思います。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 38、39ページであります。主要な施策の成果に関する報告書の7ページであります。職員採用試験及び職員昇任試験についてであります。職員採用試験で263名が試験を受けられておる。職員昇任試験では、前年度は対象がなかったわけでありまして、平成27年度では9人が試験を受けておられる。それぞれ成果についてお伺いしておきたい、このように思います。

それから、職員の研修費についてであります。市町村職員中央研修所等々、職員の研修に取り組んでおられるわけでありましてけれども、いつもやられている分についてはご報告は結構でありますけれども、平成27年度に特に取り組まれた研修、とりわけ職場研修で18人と出てますけれども、これは前年度にもなかったことだと思うんですけれども、この点についてはご答弁をいただいております、このように思います。

それから、全国市長会等負担金、39ページ、19節負担金補助及び交付金でありますけれども、39万6,000円の内訳についてお伺いしておきたいと思っております。

西井委員長 吉川課長。

吉川人事課長 人事課の吉川でございます。採用試験、昇任試験についてでございます。

まず、採用試験でございますが、これに係る費用といたしまして、平成27年度は53万2,710円の支出をしております。その試験の実施内容につきましては、まず、平成27年9月1日採用に係るものでございます。これにつきましては、土木技術職1人程度、それから保健師2人程度の募集を行いました。これに対して、申し込みが土木技術職は2人、保健師は3人の応募がございました。試験を行いました結果、土木技術職2人と保健師2人、計4名の採用を行っているところでございます。

次に、平成28年4月1日採用に向けての採用試験でございます。募集が、一般事務職が7人程度、土木技術職が1人程度、保健師が1人程度、保育士・幼稚園教諭が4人程度の計13人程度の募集を行いました。これに対する申し込みでございますが、一般事務職が224人、土木技術職が2人、保健師が6人、保育士・幼稚園教諭が26人の申し込みがございました。計258人でございます。この試験の結果、採用いたしましたのは、一般事務職が6人、土木技術職はなし、それから保健師につきましては3人、保育士・幼稚園教諭は3人ということで、合計12人の採用を行っております。

次に、昇任試験でございますが、平成26年は支出がございませんでしたけども、平成27年度9人の受験者がありまして、所要経費といたしまして17万2,638円、これは委託料で支出しているわけでございます。昇任試験の実施状況につきましては、対象者10人のうち9人の申し込みがございまして、合格者が結果的には8人であったというところでございます。

次に、研修でございますが、その他研修の内訳でございますけども、葛城広域圏の合同研修、それから、奈良県市町会主催の人権問題研修、これは役付職員が対象でございます。それから、人材育成専門家等による講演会に出席しております。それから、防火管理士新規研修ということで、それに参加しています。職域看護の研究会、看護職の関係ですけども、保健師がこれの研修に参加しております。

それから、負担金の内訳でございますが、全国市長会等負担金39万6,000円の支出内訳でございます。全国市長会の負担金といたしまして26万6,000円、それから、青年市長会の負担金、それから青年市長会の総会参加負担金といたしまして13万円の支出を行っております。

以上でございます。

**西井委員長** よろしいですか。

白石委員。

**白石委員** それぞれ人事課長の方からご答弁をいただきました。再質問であります。

職員採用試験並びに職員昇任試験ということで、9月採用において4人、4月1日採用において12人、合わせて16人採用されたということでありまして、職員昇任試験については、この間1人とか対象者なしだったわけでありまして、それが10人中9人申し込みがあり、8人合格をしたということの成果であったということでもあります。

そこで、私はいつもこの問題については取り上げているわけでありまして、職員採用試験についての問題であります。当局、市長は市の最高責任者であり、職員の採用試験に関与することはしごく当然のことであるし、禁止する法律もないという形で、職員採用試験の採点等に関与をしているわけでありまして、平成27年度の採用に当たって、市長は採用試

験にどのような形で関与されたか、どういう役割を果たしたか、こういう点について、改めてお伺いをしたい、このように思います。

職員研修事業については、その他研修ということで、これは去年はなかったんやね。あったんか。まあいいですわ。非常にきめ細かく、それぞれ役職、人材、職員の職種等を考えて研修を実施されている、こういうふうに思います。それはそれとして評価できるものではないのか。理事者の重要な役割としては、やっぱり人材を育成していくということが、これは市が仕事をしていく上で、この能力、知見を引き上げて、葛城市の将来を担っていくと、これが本当に大事なことで、やはり研修には力を入れていただきたい、こういうふう思うわけでありまして。

ここでちょっと、これは平成27年度のことじゃないですけども、若干、先ほどの先般の厚生文教常任委員会の協議会で、研修についてどのような姿勢、どのような認識でやられているのかということでお伺いをした件がありました。それは、「どすこい体操」の研修であります。この研修については、議会開催中、委員会開催中、もちろん午後からということでもありますけれども、全職員を対象に2時半から半時間ごとに4回に分けて研修をなされたということでもあります。これはこれで、今、葛城市が力を入れていることについて、いち早く職員にその内容を徹底し、市民の皆さんにお披露目をしていくという点では、これはこれとして私は評価をするところでもあります。しかし、事は議会の開会中であり、しかも常任委員会が開催されていました。それは午前中で終わるという見通しでやったんでしょうけども、2時間から半時間ごとに4回、2日間に分かれてやっているわけですね。これ、委員会が午前中で終わったからいいんでしょうけども、実際に終わらなかったらどうするのかという問題もあります。この点も、どういうご認識で研修を催されたのかという点をお伺いしたい。

それから、もちろん職免の手続をとられて、全職員対象にやられているということだと思いますけれども、例え半時間といえ、2日間に分けて全職員が参加するということになれば、それは職務に影響が出るのではないか、こういうことを考えるわけではありますが、そういうことは一切そんたくしないで実施されたのかどうか、非常に疑問に思うわけですね。これは本当に私は、ここに議長もおられますけども、いかがなものかというふうに思うんですが、ご答弁、ご説明をいただきたい、このように思います。

**西井委員長** 吉川課長。

**吉川人事課長** まず、職員採用の件で、市長の役割はどうなっているのかということでございます。

平成27年度につきましては合否判定、これにつきましては市長は全て入っていただいております。あと、個別面接の試験官としても参加していただいております。今までからいろいろとご指摘といたしますか、ご意見がございましたけども、合否判定に当たりましては受験者個人を特定できないよう黒塗りをしたものをもとに、得点上位者何名までを合格とするかという判定を行っていただいている中で、公平委員2人ないし3人にも入っていただいて、公平公正に取り扱っているところでございます。

次に、研修の件でございますけども、これは全職員を対象とする研修、これまで時間外に全ての職員に集まっていたいただいて実施していたんですけど、やはり時間外に職員を拘束する

というのはよくないということで、職員研修というのは時間中にすべきであろうということ、ここ最近は何回かをふやして、全ての職員に参加できるような形で、時間内にやっていたいただいております。その時間内に行うに当たりまして、やはり職務に影響がないように交代、うまく課内で調整をとっていただいて、職務に支障が出ないような形で参加していただくということでございまして、今回、たまたま常任委員会の昼からという時間設定となったわけでございますけども、特に支障がある場合は、別の、その参加は必ずしも必要はないということで、もしその参加人数が余りにも少ない場合、また日を変えて実施するということも考えられますので、そういう形で、職員の職務とそれから時間外での縛り、そういうものを考えて時間内にしていくという形で、今は取り扱っているという状況でございます。

以上でございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 それぞれご答弁をいただきました。

職員採用については、これはもう市長の出張と同じで、本当にこの地方公務員が日本国憲法を擁護して、尊重する、こういう立場、地方自治の本旨を呈して、公正公平にこの職務に取り組んでいくという、そういうことからすれば、職員採用については、地方公務員法第6条、任命権者がどういう立場でこの職員採用に当たらなければならないか、具体的な文言で書かれているわけですね。任命権者は、この法律、地方公務員法ですよ。政令、条例その他の規定に従い、それぞれの職員の任命、そして休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものとする、ちゃんと規定されているんですね。

その任命権の内容とその行使の仕方というのは、これは当然この基本法である地方公務員法によってきっちりと規定をされているわけですね。そして、その以下に任用の根本原則等が、やはりきちっと地方公務員法で書かれているわけでありますからね。また、このような根本原則に従って、他市では、もちろん選定委員会とか、副市長が委員長になって、そこに元警察官とか、公平委員とかを入れてやっているわけであります。この問題を取り上げる中で、公平委員さんを2人から3人入れて採用に当たるという点は、これは一歩前進だというふうに思いますけれども、やはり市長自身が直接、黒塗りにしているけれども合否判定に入る、個別面接については試験官として点数をつけると、こういうことが行われている。

これはやはり地方公務員法の規定や、あるいは旧當麻町がつくられた政治倫理条例、この規定からしても私は好ましくない、やはり改めるべきものは改めていくべきだというふうに思います。これは見解の相違とか、そういうことではなくて、まさに法に準拠をして採用試験にかかわっていくべきだと。その採用委員会なりが、市長を除いてですよ、委員会が選んだ、採用を受けた受験者、それらの合格者を選定し、その選定された中から、名簿の中から市長が任命権者として任命をする、こういう形にすべきだということを述べておきたいというふうに思います。

最初の質疑で、全国市長会等負担金について2回目の質疑が漏れましたけれども、若干所見を述べておきたい、このように思います。全国市長会については、これはもう申すまでもありません。地方自治法の規定に基づいて総務省に届け出をされている団体として、これは

市長にご当選された方は全てこの全国市長会に参加をし、その会費、負担金は自治体はその負担をすると、こういうことになっているんですね。

一方、全国青年市長会は、この会則を見てもみますと、この目的は、新しく時代を切り開くために、会員同士の若い情熱とエネルギーをぶつけ合い、ともに本音で研さんし、もって地方自治の発展に寄与することを目的とするということを書いてあって、その組織のところでは、この趣旨に賛同する49歳までに当選した市長をもって組織をする、こういうふうに書かれているんですね。年齢によって入るか入らないか、これはそれぞれの当選された市長さんが選択をする、任意に選択をする、こういう形になっているんですね。

そして、その経費の中では、今回の運営に関する経費は、会員がこれを分担し、年額3万円とする、こういうふうに書いてあるわけですね。私、3万円やと思ったら13万円でしたね。それは去年の質疑のときには、その総会参加の負担金、これが上乘っているのではないかと。2万円だったんですが、今回は何万円かわかりませんが、随行者が3人、課長、課長補佐、主事ですね。3人行って、全国青年市長会の総会に、松阪市でありましたけども、交流会、そして総会、そして松阪市の視察ということで行ってるんですね。

これは基本的に、会則のとおり、やはり会員がこれを負担する、分担する、市長がみずから私費をもって分担すべきものであるというふうに思います。旅費のところでの議論はここまでできませんでしたが、なぜ全国青年市長会の総会に随行員を多数連れて、その運営、準備、そういうことに職員を使うということは、これは本当にいかなものかというふうに思っているわけですね。市長会等負担金の中に、本来会員がこれを分担すべきものを市が負担金として出しているということも、これはもう全くおかしな話であって認めがたいことだというふうに考えるものであります。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

**白石委員** 引き続き質疑を行ってまいりたい、このように思います。

41ページの4目財産管理費の13節委託料、関連して8節報償費、ファシリティマネジメント検討委員会の委員報酬、計画策定業務委託の経費にかかわってお伺いをしてまいりたいと思います。

やっこのファシリティマネジメント計画が策定をされ、なかなかそれなりにいいものができたのではないかとこのように思いますけれども、まだ全体として把握しているわけではございませんけれども、一部危惧するところがありますので、ご所見をお聞きしておきたい、このように思います。

それは、マネジメント計画の42ページ、43ページであります。集会所等というところにあるんですけども、この集会所等というのは、皆さんもご承知のように、地区の公民館や農業集会所、ふれあい集会所、集落センター、あるいは分館、地域コミュニティセンター、いわば地域の自治を支えている市民の皆さんの、地域の皆さんの利用される集会所であります。

この集会所は、ここでも書かれているように、現状は災害時の一次避難所として指定をされているということでもあります。現状としては、耐震診断が未実施のため、耐震性の有無が

確認できていない施設も多く見られますということで、ここに耐震性について、15カ所が昭和56年以前につくられたものであるということがはっきりしているんですけども、耐震診断がされていないという状況なんです。

もちろん、二次避難所として利用されるところの耐震診断や耐震化、これは当然していかなきゃなりませんし、また、それぞれの施設としてのやはりマネジメントを当然やっっていかなきゃならないというふうには思うんですけど、私はこの一次避難所としてのそういう役割、市民の皆さんが日々使われる、そういう役割を持った施設として、今後の方向性のところで書かれている内容では、これはやはり問題があるのではないかというふうに思うんですね。基本的には、条例上は葛城市の施設として設置条例がありますけれども、これはいろんな、それぞれの地域でいきさつ、経過があって、それぞれ運用の仕方が違ったりしているわけで、また、形としては指定管理者制度を利用しているわけでありまして。

ここで書かれているのは、短期的には地域が主体となって今後のあり方を検討する施設として位置づけを行い、当面の再編検討施設からは除外をしますと、こう書いてあるんですね。ここが気になるところであります。短期的には、地域が主体となって今後のあり方を検討する施設として位置づけを行う、これはわからんことはないんですけども、当面の再編検討施設からは除外をするということは、どういうことなのか。この辺をちょっと教えていただきたいし、私は大字区民が日々利用し、一次避難所としての役割を担わなきゃならない施設として、こういう今後の方向性でよいのか、こういうふうに思うんですね。これはもうまさに災害対応という面だけのことでありますよ。全体としてのマネジメントのことについて言ってるわけではありません。しかし、せっかくこれだけ調査をしていただいて、実態がはっきりしているわけですから、やはり地域の問題としてだけでなく、市の優先的な問題として扱っていくべきではないのかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

それから、決算書の47ページ、12目地域住民生活等緊急支援交付金事業費、これは朝岡委員も触れられたことでありますので、その中身とかについてはもう聞かないということにして、それぞれ申し上げますので、どのような契約、あるいは契約に至る手続をされたかという点をお伺いしたいと思います。

成果報告書の13ページを見ていただきたいと思います。4番の情報特派員養成事業委託料、健康支援事業運営委託料、買い物支援事業運営委託料、バウチャー制度調査計画策定実証支援業務委託料、それから相撲観光創造事業委託料、海外プロモーション事業ですね。これらは国の施策に基づいて葛城市がその事業化をしているものであります。それぞれ当初予算額と発注金額を見てもみますと、情報特派員養成事業委託料では、予算額に対して96.13%、健康支援事業運営委託料が99.99%、買い物支援事業運営委託料も99.98%、それから、バウチャー制度調査、この委託料も99.9%、相撲観光創造事業委託料、これも予算額に対して99.61%、海外プロモーション事業は、これはちょっと下がって94.29%であります。これがそれぞれ随意契約という形で契約をされているんですね。

1社随契であったり、先ほど朝岡委員からも出ました、公募型プロポーザルをやって、しかし結果的に1社しか応募がなくて、いろいろ審査をしたということでもありますけれども、

その1社と最終的には随意契約をしているわけでありませう。それぞれ、この受注された企業についてお伺いをしておきたいということ。もうその発注金額についてご所見があれば、先ほど言いました94.29%から、一番高いのは、予算額に対して99.99%ですね。それこそ、その性質または目的が競争入札に適しない契約をするときという施行令の167条の2第1項第2号の規定を適用されてやっているわけでありませうけども、この点についてご説明を受けておきたいと思ひます。

ちよつとたくさんあったから、これで1回締めときませうね。

**西井委員長** 時間がかかりそうですので、暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時10分

再 開 午後4時23分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

安川部長。

**安川総務部長** 総務部の安川でございます。

まず、1番目のご質問についてお答えを申し上げます。今回提出しております葛城市公共施設マネジメント基本計画、この中におきまして、集会所の状況を示した表がございます。おっしゃるように、各大字には公民館であったり分館、あるいは集落センター、コミュニティセンターといった、名称が違ひにせよ、各大字に根づいた公民館として日々活用されている施設でございます。おっしゃるように指定管理での運用といった中で、各大字が使われておるわけでございますが、ここの今後の方向性という意味でのお話かと思ひますが、当面、再編検討施設からは除外しますということの、この意味合ひでございます。ファシリティの考えの中には、施設の削減等がある中で、おっしゃるように一部解体する、あるいは建替えにあわせて機能を集約する、そういった意味での再編という意味では、この施設、各大字にあるものを1つに集約するとか、そういった再編の対象からは除くと、そういう意味合ひでご理解いただければと思ひます。

以上でございます。

**西井委員長** 松村課長。

**松村情報推進課長** 情報推進課の松村でございます。どうぞよろしくお願ひします。

情報特派員要請事業委託料の件でございます。市民情報特派員の育成とコミュニティメディアセンターの運営委託に要する経費ということでございますけれども、この事業につきましては、平成25年度に国のICT街づくり推進事業の一環といたしまして、新庄庁舎の7階、當麻庁舎の3階にそういう施設を設置した事業でございます。平成25年、平成26年につきましては、市民の方を情報特派員ということで研修を行い、イベントについて取材を行う、またかつらぎテレビでそれを流すというようなことを繰り返して行っていただいております。平成25年にこの施設を設置したのがKCN1社でございます。ということで、平成27年につきましては、事業の方がこちらの方の交付金事業に変わりましたけれども、KCN1社と随意契約を行ったものでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 水原部長。

**水原保健福祉部長** 保健福祉部の水原でございます。私の方からは、健康支援運営委託料と買い物事業運営委託料の方を説明させていただきたいと思っております。

この事業につきましては、先ほど松村課長から言われましたように、平成25年度から始まったICT街づくり推進事業の中で事業を行ったものでございます。平成25年度は実証事業といたしまして、買い物、健康支援につきましては、各家庭に訪問いたしまして、買い物支援の場合はタブレットを使いまして、イオンのインターネットの買い物を実証実験したものでございます。健康支援につきましても、訪問をいたしまして健康管理にタブレットを使いまして、持っていただいて、歩数計データの吸い上げ等、健康管理をしたものでございます。それにつきましては、平成25年度から続けてきたものでございまして、凸版印刷との1社随契でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 西川課長。

**西川長寿福祉課長** 長寿福祉課の西川でございます。

バウチャー制度につきましては、こちらは公募型のプロポーザルで、ホームページ上等で募集したところ、1社が名乗りを上げまして、凸版印刷と随意契約をいたしました。

以上です。

**西井委員長** 岸本課長。

**岸本商工観光課長** 商工観光課の岸本でございます。

相撲観光創造事業につきましては、先ほど申し上げたような形で、プロポーザルで行わせていただきました。この事業につきましては、広域連携によります一体的な相撲観光を推進するということを目的にした事業でございますので、多種にまたがる業務を執行いただける業者を求めるといことで、公募型のプロポーザルとして執行させていただいたものでございます。執行の流れについては、先ほどご説明いたしました。

続きまして、海外観光プロモーション事業の業者でございますが、こちらにつきましては、初めての海外プロモーション事業ということで、奈良県に同行する形で参加をさせていただきました。ということで、奈良県の委託業者と随意契約をさせていただいたところでございます。業者につきましては、JTB西日本でございます。同じ業者でございましたので、通訳等も同じところからの派遣でございまして、休憩時間等のときは葛城市の者が休憩のときは、県の方の通訳の者がカバーしていただけるというようなこともございました。

以上でございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** それぞれ部課長の方からお答えをいただきました。もちろん情報特派員養成事業あるいは健康支援事業、買い物支援事業等、これは平成25年から継続してやられている事業であります。継続して実施されている事業においても、予算額と発注額そのものが99.99%という最高の額で、健康支援事業運営委託料はそうなっているんですね。そして、次に99.98%は買い物支援事業、これも凸版印刷であります。バウチャー制度調査、これの委託料も99.9%、

相撲観光も99.61%でありますけれども、近鉄ケーブルネットあるいは凸版印刷、これらについては、ご承知のように、新時代葛城クリエーション協議会の会員の企業であります。

ICT街づくり推進事業の中心になってやっていただいている事業者なんですけども、公募して応募していただいた企業なんですけども、結果として、平成25年から、あるいは新しい事業も含めて、この事業を受託しているわけですね。しかも、一番、それこそ葛城市の事業に協力をし、貢献してくれてるから高くなるのか、いや、僕は安くなっていいと思うんですけども。それが99.99%とかそんなので、ちょっとがっかりしてるんですけどね。

本当に国費が中心であるという事業であっても、国民の税金であります。やはり、この施行令の規定に基づき、性質または目的が競争入札に適しない契約をするときに当たるということで、この1社随契をしていると、あるいは、公募型プロポをやっているんですね。相撲観光創造事業については、これはプロポでやってるけども、結局応募されたのは1社だけであって、1社随契という形になっているわけですね。

これらは、もともとの基本的な考え方として、随意契約が適正適切なのかという点が、やっぱり私は問われなきゃならないというふうに思うんですね。しかも、この近鉄ケーブルネット、凸版印刷等は、これは新時代葛城クリエーション協議会の会員として、葛城市と深い関係を持っている企業ですからね。それはうがった考え方をすれば、もっともっと頑張っけて安くしてもらってもよいのかと、こう思うんですけどね。これが何で99.99%になるのやと。そこがよくわからない。随契自身が適正適切なのか。

こういう予算額に対して、発注額が非常に高い率になっているのが、この点をどのようにご認識をされているのかですね。もちろん、法の234条でしたかね。これは工事請負契約であれ、委託契約であれ、やはり競争性や透明性や公正性が求められるわけですね。随契というのは、やはりこんな特別のときに採用される、施行令の規定で明記されてるものについて適用されるということになっているというふうに考えるんですが、その点の競争性をどのようにお考えになったのか、非常に、改めてちょっとびっくりしたんですけどね。2回目でありますけども、その点についてお伺いしておきたいと思います。

それから、ファシリティマネジメント計画の中での集会所等に対する考え方ですね。再編検討計画、いわゆるファシリティマネジメント計画の中での再編ということでの表現だということで、これは理解はできました。そして當麻庁舎の問題、集会所の問題でもそうなんですけども、やはり南海トラフによる地震とか、あるいは中央構造線断層帯、まさにこの寺口の山麓線沿いぐらいに通っているわけで、やっぱり熊本地震のようなことがあってもおかしくないような地勢なんですね。そんな中で、そういうマネジメント計画からの視点だけではなくて、震災にどう対応していくかという点で、やはり特別の手立てが必要ではないのか。これは當麻庁舎と私は同様だというふうに思うんですけどね。この点の考え方を改めてお伺いしておきたい、このように思います。

**西井委員長** 副市長。

**生野副市長** 白石委員の契約の考え方についてでございます。情報特派員、健康支援事業運営委託料、そして買い物支援事業運営委託料につきましては、先ほど担当課長から説明申し上げました

ように、平成25年からICT街づくり推進事業という中で、KCN、そして凸版印刷との契約であるわけですが、これに基づきまして、先ほど来、委員もご指摘のように国庫補助100%の事業であるわけですが、その中で、これの設計に至る経緯についてですが、当然、設計に関しましても、額を十分に抑えまして、その中で当然平成25年からの契約している業者でございますので、競争入札が適しないということで、以前からの契約業者と契約を行ったというわけでございます。

バウチャーにつきましては、プロポーザルで行ったわけですが、これにつきましても、公募の期間、参加者の表明の提出なり、企画提案、書類、結果に基づきまして、1社の提出しかなかったということございまして、1社を対象にプレゼンを行いまして、この凸版印刷に決定をしたということございまして、当然、公募型で1社でも契約できるということでございますので、その中で契約を行ったということでございます。

それに基づきまして、当然、事業は完了いたしておりますので、こういう成果のもとに国の方に完了実績も提出いたしておるわけでございます。

以上です。

**西井委員長** 安川部長。

**安川総務部長** 先ほどの公民館等の耐震にかかわる話かと思えます。おっしゃるように、今後予測される地震等があるわけですが、この資料につきましては、基本的にはファシリティという視点で立った上での資料になっております。ただ、おっしゃるように、地震に関しては、今、大字に向いて防災マップの見直しであったり、あるいはその補強に関しましては、生涯学習課の所管で、改修に対する補助金というものがございます。それには、例えば耐震するに際して筋交いを入れるなり、そういった面での補助的なものはございますが、今考えられるのはそういった内容かと思われまますので、以上でございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 副市長の方からご答弁をいただきました。設計価格、設計をこうぐつと絞ってやってるので、99.99%だったという話であります。私の記憶では、何年でしたでしょうか、平成24年7月でしたか、新時代葛城クリエーション研究会を葛城市のホームページで会員を募ってしたわけでありまして、これに応募され、入会していただいた企業が9社ぐらいあったんですかね。その中に、凸版印刷とか近鉄ケーブルネットワーク株式会社、こういう企業が、その総務省が進めているICT街づくり推進事業に、葛城市と一緒に取り組んでいくということであったというふうに私は理解をしてきましたわけでありまして、まさに自分でやってきたことですから、それは自分が一番やりやすい、情報もいろいろ資料も得られるという立場にあるわけですから、協力していただいているという点から、心情的にそういう会員企業にやはり仕事を受けてほしいというのはあるけれども、やはり私は法の規定、精神からすれば、指名競争入札にしても、競り売りにしても、随契にしても、これは特別の事情がある場合やられるべきであって、やっぱり一般競争入札というのが、これが普通なんです。

だから、そういう点で、確かにいろいろ、毎年毎年、この庁舎の清掃をしていただいている

とか、電話交換していただいているという、そういう企業さんに対しては、本当に安く頑張っていたら、継続して随契でやっているというような例は、これはこれとして、私は否定するものではありません。

しかし、この相撲観光創造事業についても、市長が平成26年、平成27年と、わざわざ東京に行かれて、株式会社カドカワの玉置さんでしたか、お会いをしてきて、いろいろレクチャーを受け、あるいは情報提供し、打ち合わせをし、やってきて、そしてこの平成27年12月にこの相撲観光創造事業3,200万円余りですけども、これは公募型のプロポーザルでありますけども、結果的に1社しかなくて、1社随契であった。せめて、やっぱり94%から95%絞ってもそのぐらいで発注できないと随契をしている値打ちがない、このように私は思うんですね。これは皆さん、いかがでしょう。

それから、集会所等の耐震の問題、もちろんこれはマネジメント計画に基づく計画でありますし、それをつくるための資料でありますからね。それはよく理解できたと思うんですけども、やっぱり耐震性についても、ちゃんと資料として出てるんですね。これはもう当然のことだと思うんです。本当に大字公民館、コミュニティセンター、集落センター等々、これは本当に地域住民にとってはなくてはならない施設でありますし、一次避難所としての役割も担っていかなくちゃならない。

これはやはり行政自身がイニシアティブをとって、それこそ計画的に整備をしていかないと、これは大字の管理運営の中で、その耐震診断をし、耐震化をやっつけようということになっていくのは、これは非常に難しいと思いますよ。大きな大字はそれなりに財政力もありますけども、とつても難しい話ですから、やはりここはきちっと行政がイニシアティブをとって、少なくとも設置条例において規定されてるわけだから、そこはきちっとやっていただきたいというふうに強く求めておきたい、このように思います。

以上です。

**西井委員長** ほかに質疑はありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑はないようですので、引き続き、3款民生費及び4款衛生費の説明を求めます。

下村会計管理者。

**下村会計管理者** 会計管理者の下村でございます。それでは、3款、4款の説明をさせていただきます。55ページをお開きください。

3款民生費につきましては、全体といたしまして45億8,537万5,616円の支出でございます。また、3億4,576万3,650円を繰越いたします。

めくっていただきまして、1項1目社会福祉総務費につきましては6億1,062万1,389円でございます。主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金で3億2,676万2,722円、28節操出金につきましては1億91万4,335円でございます。

2目国民健康保険医療助成費につきましては、28節操出金で1億8,868万8,183円でございます。

めくっていただきまして、3目後期高齢者医療保険医療助成費では、28節操出金で7,306

万8,067円でございます。

4目障害者福祉費につきましては6億8,482万381円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で2,778万7,400円、20節扶助費で6億2,411万6,286円、めくっていただきまして、23節償還金利子及び割引料で2,438万4,881円でございます。

5目老人福祉費につきましては4億7,199万5,170円でございます。また、156万4,650円を繰越しいたします。主なものといたしましては、13節委託料で876万9,338円、19節負担金補助及び交付金で1,644万4,900円、めくっていただきまして、20節扶助費で1億319万5,184円、28節繰出金で3億3,359万7,715円でございます。

6目いきいきセンター管理運営費につきましては2,645万8,330円でございます。主なものといたしましては、11節需用費で874万8,558円でございます。

7目福祉推進費につきましては1億2,456万9,943円でございます。主なものといたしましては、11節需用費で882万3,600円、13節委託料で7,307万4,076円、めくっていただきまして、19節負担金補助及び交付金で4,046万8,971円でございます。

8目旧老人保健医療事業費につきましては、支出はございません。

9目臨時福祉給付金事業費につきましては4,577万103円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で371万5,686円、19節負担金補助及び交付金で3,743万4,000円でございます。

10目介護保険料助成費につきましては、28節繰出金で564万6,000円でございます。

11目年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費につきましては、全額1億2,529万4,000円を繰越しいたします。

2項1目児童福祉総務費につきましては3億1,261万6,046円でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、20節扶助費で2億6,317万7,653円でございます。

2目児童措置費につきましては11億6,644万9,630円でございます。また、2億1,297万9,000円を繰越しいたします。主なものといたしまして、19節負担金補助及び交付金で1,561万2,200円でございます。20節扶助費につきましては11億5,083万7,430円でございます。

3目保育所費につきましては3億425万794円でございます。また、236万2,000円を繰越しいたします。主なものといたしましては、7節賃金で7,516万6,070円でございます。めくっていただきまして、11節需用費につきましては3,444万9,269円でございます。

4目児童館費につきましては4,915万485円でございます。また、356万4,000円を繰越しいたします。主なものといたしましては、7節賃金で2,791万3,739円、11節需用費で552万2,137円、13節委託料で289万5,703円でございます。

めくっていただきまして、5目ひとり親家庭等福祉費につきましては2,626万1,155円でございます。主なものといたしましては、20節扶助費で2,615万4,316円でございます。

6目地域子育て支援センター事業費につきましては1,701万8,616円でございます。主なものといたしましては、7節賃金で489万6,880円でございます。

7目子育て世帯臨時特例給付金事業費につきましては1,742万1,590円でございます。主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金で1,612万5,000円でございます。

3項1目国民年金事務取扱費につきましては2,079万2,737円でございます。

めくっていただきまして、4項1目生活保護総務費につきましては3,458万2,243円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で485万6,220円でございます。

2目扶助費につきましては4億519万4,754円でございます。主なものといたしましては、20節扶助費で3億4,141万8,405円でございます。23節償還金利子及び割引料につきましては6,377万6,349円でございます。

5項1目災害救助費につきましては、支出はございません。

めくっていただきまして、4款衛生費につきましては、全体といたしまして22億8,448万5,462円の支出でございます。また、継続費逡次繰越額といたしまして28億2,358万3,500円、繰越明許費といたしまして3,086万4,000円を繰越しいたします。

1項1目保健衛生総務費につきましては1,731万6,130円でございます。主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金で1,184万1,106円でございます。

2目予防費につきましては1億154万3,773円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で9,957万3,326円でございます。

3目生活衛生費につきましては57万9,170円でございます。

めくっていただきまして、4目健康づくり推進事業費につきましては3,080万6,544円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で2,106万9,229円でございます。

5目母子保健事業費につきましては3,784万2,155円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で2,444万3,550円でございます。

6目保健施設費につきましては1億1,852万3,847円でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、11節需用費で747万4,006円、13節委託料で561万3,616円、14節使用料及び賃借料で555万1,682円でございます。

7目環境衛生費につきましては5,607万7,906円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で732万3,569円、19節負担金補助及び交付金で1,218万9,544円でございます。

めくっていただきまして、8目火葬場費につきましては2,402万8,226円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で1,588万1,393円でございます。

2項1目清掃総務費につきましては9,034万6,080円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で405万64円でございます。14節使用料及び賃借料では690万2,562円、19節負担金補助及び交付金につきましては816万124円でございます。

2目塵芥処理費につきましては5億5,387万7,501円でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、7節賃金で2,980万480円、11節需用費6,229万60円でございます。13節委託料につきましては2億8,802万9,921円でございます。15節工事請負費につきましては5,248万8,000円でございます。

3目し尿処理費につきましては2億5,413万8,651円でございます。主なものといたしましては、7節賃金で865万6,700円、めくっていただきまして、19節負担金補助及び交付金で1億9,057万5,153円でございます。

4目地域循環型社会形成推進事業費につきましては9億9,940万5,479円でございます。ま

た、継続費通次繰越額といたしまして28億2,358万3,500円、繰越明許費といたしまして3,086万4,000円を繰越いたします。主なものといたしましては、13節委託料で6,556万3,314円、15節工事請負費で9億3,188万8,200円でございます。

以上で3款、4款の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**西井委員長** 本日はこれにて委員会を終了したいと思います。

延 会 午後5時01分